

(第一類 第十一号)

衆議院 選信委員会 議議録 第八号

昭和六十一年四月十六日(水曜日)

午前十時十四分開議

出席委員

委員長

宮崎 茂一君

理事

閔谷 勝嗣君

理事

吹田 晃君

理事

中川 嘉美君

理事

足立 篤郎君

理事

近藤 鉄雄君

理事

谷垣 権一君

理事

野中 広務君

理事

佐藤 祐弘君

出席國務大臣

郵政大臣

佐藤 文生君

出席政府委員

郵政大臣官房長

中村 泰三君

郵政省貯金局長

高橋 幸男君

郵政省簡易保険局長

澤田 塩谷君

郵政省電気通信局長

二木 塩谷君

郵政省放送行政局長

森島 榎井君

郵政大臣官房首

永野 茂生君

監察官

小幡 政人君

運輸省貨物流通課長

上西 和郎君

日本国鉄道監察官

児玉 勝彦君

委員外の出席者

局陸上貨物流通課長

同日 同日

郵政大臣官房首

山岡 謙蔵君

日本国鉄道監察官

小渕 正義君

出席委員

西田 八郎君

理事

西田 達也君

理事

佐藤 勝良君

理事

山岡 謙蔵君

理事

田中 和郎君

理事

上西 和郎君

理事

竹内 勝彦君

理事

田中 慶秋君

理事

田中 慶秋君

出席國務大臣

郵政大臣

伊藤 英成君

出席政府委員

郵政大臣官房人

木島 喜兵衛君

郵政省貯金局長

井上 普方君

郵政省簡易保険局長

井上 普方君

郵政省電気通信局長

井上 普方君

郵政省放送行政局長

井上 普方君

郵政大臣官房首

井上 普方君

監察官

井上 普方君

運輸省貨物流通課長

井上 普方君

日本国鉄道監察官

井上 普方君

出席委員

井上 普方君

理事

井上 普方君

出席委員

井上 普方君

出席委員

井上 普方君

理事

西田 八郎君

理事

佐藤 勝良君

理事

山岡 謙蔵君

理事

田中 和郎君

理事

上西 和郎君

理事

竹内 勝彦君

理事

田中 慶秋君

出席國務大臣

郵政大臣

伊藤 英成君

出席政府委員

郵政大臣官房人

木島 喜兵衛君

郵政省貯金局長

井上 普方君

郵政省簡易保険局長

井上 普方君

郵政省電気通信局長

井上 普方君

郵政省放送行政局長

井上 普方君

郵政大臣官房首

井上 普方君

監察官

井上 普方君

運輸省貨物流通課長

井上 普方君

日本国鉄道監察官

井上 普方君

出席委員

井上 普方君

理事

西田 八郎君

理事

佐藤 勝良君

理事

山岡 謙蔵君

理事

田中 和郎君

理事

上西 和郎君

理事

竹内 勝彦君

出席國務大臣

郵政大臣

伊藤 英成君

出席政府委員

郵政大臣官房人

木島 喜兵衛君

郵政省貯金局長

井上 普方君

郵政省簡易保険局長

井上 普方君

郵政省電気通信局長

井上 普方君

郵政省放送行政局長

井上 普方君

郵政大臣官房首

井上 普方君

監察官

井上 普方君

運輸省貨物流通課長

井上 普方君

日本国鉄道監察官

井上 普方君

出席委員

井上 普方君

理事

西田 八郎君

理事

佐藤 勝良君

理事

山岡 謙蔵君

理事

田中 和郎君

理事

上西 和郎君

理事

竹内 勝彦君

出席國務大臣

郵政大臣

伊藤 英成君

出席政府委員

郵政大臣官房人

木島 喜兵衛君

郵政省貯金局長

井上 普方君

郵政省簡易保険局長

井上 普方君

郵政省電気通信局長

井上 普方君

郵政省放送行政局長

井上 普方君

郵政大臣官房首

井上 普方君

監察官

井上 普方君

運輸省貨物流通課長

井上 普方君

日本国鉄道監察官

井上 普方君

出席委員

井上 普方君

理事

西田 八郎君

理事

佐藤 勝良君

理事

山岡 謙蔵君

理事

田中 和郎君

理事

上西 和郎君

理事

竹内 勝彦君

出席國務大臣

郵政大臣

伊藤 英成君

出席政府委員

郵政大臣官房人

木島 喜兵衛君

郵政省貯金局長

井上 普方君

郵政省簡易保険局長

井上 普方君

郵政省電気通信局長

井上 普方君

郵政省放送行政局長

井上 普方君

郵政大臣官房首

井上 普方君

監察官

井上 普方君

運輸省貨物流通課長

井上 普方君

日本国鉄道監察官

井上 普方君

出席委員

井上 普



違った目でいろいろな勉強もされるでしょうし、努力もされていると思うのです。諸外国あたりでいろいろな、ファクシミリ等についての利用が行われているようありますから、そういうた占め十分に郵政省も調査研究をなされて、そしてあなたに対するこの報告書を、二十一世紀に向けて基本的にどういうふうに対応して生かしていくかということ、これが非常に大事なことでござりますので、その点をひとつ、ここで全部をどうするということは、時間がないから、後で若干経営方針の中で伺いたいと思うのですけれども、やはり一つ一つ検討して、できるだけ早い機会に、この報告書に基づいた郵政省としての新しい郵便事業のあり方にについての検討を積極果敢に進めていくべき、そして、国民のニーズにこたえる施策をやつていくんだ、そういうふうかたい御意思だと思いますけれども、その点をひとつ聞かせてください。

○高橋(幸)政府委員 この報告書によりまして、私ども、郵便事業が新しい時代に能動的に対応していくための大きな数多くの示唆をいたいたい、というふうに考えておるところでございますが、非常に多岐多様にわたっております。したがいまして、私ども、この報告書の中で早急に手を打たなければいけない事項につきましてはできるだけ早く措置したい。たように、郵便事業は非常に厳しい環境で、将来のあり方を問われているというふうに私ども真剣に受けとめているところでございます。したがいまして、こういう報告というものを一つのきっかけといいたしまして、私といたしましては将来に向けての郵便事業のあり方、制度的あるいは経営的な問題、そういうことにつきましてじっくり腰を据えた勉強をしていく必要があるのじゃなかろうかというふうな考え方を持っております。その中でこの報告書というのも十分活用できるといふことになるでありますようし、また、郵便事業と

いうものが今後国民生活あるいは利用者の皆様方のニーズにどういうふうな形でこたえていくかということも、その中で見つけ出していくといふうに考えているところでございます。  
○鈴木(強)委員 大臣、郵政事業につきましては、かつて公社化したらどうかという意見が出たことがあります。それからその後、郵便はちょっと難しいとしても、御承知のように保険、貯金、當としてこの事業を継続、維持、発展していくと、いうことが私はベストだと思いますし、臨調あたりも大体そういう方針のようでござりますけれども、特に郵便保険との絡みでいろいろなことが出てくる可能性はないとは言えないと私は思うのです。それだけに、それは一種とか二種とか、郵政省だけが独占でやっているお仕事と、小包も含めたそういうものもあるわけですから、そういう面における競合ということは今でもやっているわけです。それがもたつくと、民営化という姿がまた出てくるような気がしてならないのですね。  
これは郵務局長の私の懇談会でござりますけれども、大臣は御就任以来大変勉強されて、私どもいろいろな角度からの建設的な御意見を伺つて心強く思つてゐるわけですが、この問題につきましても、私の今申し上げたような情勢がありますだけに、大臣としても十分御了承のことだと思いまして、失礼かと思いますけれども、この辺を心に踏まえてぜひやつていただきたい、こういうふうにお願いしたいのですが、ちょっと御所見を伺いたいと思います。

競争状態の中でもう民営的な動きをしているわけですから、名前は公営である、しかし、内容は、民営的な、民活的な動きをしているのだから、それを再認識して、そして郵便物にしても小包にしても、積極果敢なことをひとつやろうじゃないか。

例えば小包一つにいたしましても、全国に修学旅行の行くようなホテル、旅館があるわけです。昨日も大会で、その会がありまして、郵便局とマッチしよう。自分の旅館の、温泉旅館のお土産品店にクロネコヤマトも出でておる、それなら今度は郵便局も出してもらおうというので、郵便局もそういうところに出ていて、郵便局も一個について幾らという手数料が取れるのですから、そういうことで、修学旅行の生徒にも、自宅に帰つたときには郵便局の方から届いておる、そういうこともやりなさい。やりましよう。現に東北ではもう一ヵ月ほど前からそういうことを計画しておったのですから、各地の郵便局長さんがそこに行つて契約を始めておる。こういうようなことも具体的にやりなさい、そういうようなこと。

それから、あるいは手紙一つについても、会社の宣伝の手紙の量が多くて、実際の私信が減る傾向にある。しかしこれは、手紙の日を設けて、やはり二十一世紀に立つても、電話で話すよりも私信の方が心に当たるですから、そういうことをPRしながら手紙の数をたくさんにするという、非常に地味な闇いであるけれども、それが郵政事業の根幹である、私はそう思つて、きょうも高橋局長以下、課員とともにディスカッショーンしまして、今先生の言われるような波を乗り切つていく、そういうことで国民の信頼をさらに高めていくということをやろうということをやつたわけでございます。

○鈴木(強)委員 先取りをして大変御研究なさつておりますし、敬意を表します。ぜひ、さらに前進でいきますような御配慮をお願いいたします。

それから、郵務局の方から、六十一年度の郵便事業の経営方針、これは運営方針等も一緒にに入る

のでしようか、これを決められて各地方に通達をされております。その内容の概略をお伺いしたかったのでござりますけれども、ちょっと時間がございませんので、何かまとまつた資料がございませんでしたが、いかがでしょうか。  
○高橋(幸)政府委員 六十一年度の運営、経営と申しますか、こういうものの方針の概要につきまして、先ごろ私ども決定いたしまして、地方に通知したところでございます。  
この中で、特に今度新しく私どもが真剣に取り組みたいと考えている事項を一つクローズアップいたしましたわけですが、それは、郵便が持つておられる特性、また郵便事業が持っておりますネットワーク、これを生かした事業をやるべきじゃないかという点でござります。  
御承知のとおり郵便ネットワークと申しますものは、局と局を結ぶ輸送のネットワーク、局から各家庭へ通ずる集配の面としてのネットワーク、さらに電子郵便等の関係で電気通信端末が入つておるという電気通信ネットワーク、この三つのネットワークがあるわけでございます。したがいまして、このネットワークを本当に完全に円滑に運行することによって、正常な業務の運行の確保と営業活動の活性化というものの確としたいというふうに考へているところでございます。  
なお、この方針の概要につきましては、まとめたものがござりますので、後刻御説明申し上げたいといふふうに考えております。  
○鈴木(雄)委員 では、後で資料としてちょうどいするにいたしまして、特にここで一つだけ伺つておきたいのです。  
郵便営業センターというのをおつくりになつておりますね。六十一年度に入つて十八局ぐらいが新しく設置されたよう聞いておりますが、ひとつ数字がはつきりしませんので、昨年までに開設された営業センターは幾つなのか、そして、そ



等で八千九百万予算を組んでおります。これは書留も一緒にございますので、この中で普通小包の賠償に対する経費も賄つていいこうということでございまして、大ざっぱな腹づもりといたしまして、おおよそ三千五百万程度ではなかろうかという予測を立てております。

○鈴木(強)委員 郵便事業の財政から見るとそう大した影響はないと思いますが、これはそれでいいと思います。

それから、民間の宅配便等の損害賠償制度といふものも十分勘案されて、これからおつくりになるということですから、この点はひとつ局長の最善の御配慮を進めていただくようにお願いしたいと思います。三千円から五千円程度だということですから、これはそれで質問をいたしませんが、民間との関係も考慮して十分の配慮をしていただきたい。

それから、小包郵便物について簡易書留の取り扱いをしないことにしておりますが、その理由は何なんでしょうか。それからまた、書籍小包について損害賠償をしない理由。この二つ。

○高橋(幸)政府委員 普通小包についての簡易書留の取り扱いの問題でございますが、御承知のように、簡易書留は郵便物の確実な送達あるいは損害賠償のため二つの目的でつくられておるわけでございますが、小包郵便物についてこの簡易書留とする場合を考えてみると、その内容の性質つまり代替性がきく物品が多いというふうなことから、確実な送達という点もございますが、損害賠償に対するニーズもかなり強いのじやなかろうかというふうに判断されるところでございます。今回普通小包郵便物の損害賠償制度を実施いたすことによりまして、その対象となるものについては、実態として簡易書留に対する需要、ニーズがほとんどなくなるのじやなかろうかといふことが予想されるということで、実態面からいたしましてこれを存置して継続していく理由に乏しいのじやなかろうかという点から、簡易書留の取り扱いについての廃止といいますか、そういう

ものをただいま検討しておるというふうに考えておるところでございます。そういうことで、今回この制度を実施いたしましたが、この簡易書留の取り扱いを廃止しても、サービスのダウンにはならないのじやなかろうかというふうに考えておるところでございます。

次に、書籍小包。これも省令で定める事項でございますが、郵政省令で定める郵便小包を除くとさうなものとして書籍小包といふものを現在考えているところでございますが、この書籍小包につきましては、御承知のとおり昭和四十一年度にこの制度をつくったわけでございます。それまでこの内容物となつている書籍につきましては通常郵便物として差し出されていたものでございます。したがいまして、その内容物形あるいは取り扱いというもの、またさらに料金、これは定形外の通常郵便物でございますが、これに類似していない損害賠償をしない理由。

○高橋(幸)政府委員 普通小包についての簡易書

留の取り扱いの問題でございますが、御承知のとおり、簡易書留は郵便物の確実な送達あるいは損害賠償のため二つの目的でつくられておるわけでございますが、小包郵便物についてこの簡

易書留とする場合を考えてみると、その内容の性質つまり代替性がきく物品が多いというふうなことから、確実な送達という点もございますが、損害賠償に対するニーズもかなり強いのじやなかろうかといふふうに判断されるところでございます。今回普通小包郵便物の損害賠償制度を実施いたすことによりまして、その対象となるものについては、実態として簡易書留に対する需要、ニーズがほとんどなくなるのじやなかろうかといふことが予想されるということで、実態面からいたしましてこれを存置して継続していく理由に乏しいのじやなかろうかといふ点から、簡易書留の取り扱いについての廃止といいますか、そういう

ものをただいま検討しておるというふうに考えておるところでございます。そういうことで、今回この制度を実施いたしましたが、この簡易書留の取り扱いを廃止しても、サービスのダウンにはならないのじやなかろうかというふうに考えておるところでございます。

○鈴木(強)委員 局長、後でおつしやつたから重ねていいませんが、数は少なくとも、簡易書留の取り扱いを小包郵便物で今までやつておつたわけですから、それを除外したということは、これはやはり問題が残ると私は思うのです。それから書籍の方は、かなり高いものもありますから、局長さんおつしやつたよな検討を重ねる中で、やはり全体的に競合になつてきます。ですから、そういう意味も含めて、できるなら賠償ということもできるようにしてほしいということを強く要望しております。

それから、次に料金受取人払い制度の改善ですが、三十二条の二の第一項のところに、現在は料

の通常郵便物でございますが、これに類似してい

るものというふうに私も考えております。特に料金につきましては、書籍の持つ社会文化の向上

に対する役割等を考慮いたしまして、全国均一料金でございます。小包でございますと第一地帶

第二地帶、第三地帶というふうな地帯を設けまし

て料金に差をつけていけるわけでございますが、先ほど申し上げたような定形外通常郵便物に類似し

ているというふうなことから、この料金を全国均一といふ形で定めております。

ただいまいろいろ申し上げたように、書籍小包

郵便物というのは、一般の小型物品を内容とした

手数料それから返還の際の手数料、こういったもの

のは幾らになるのでございますが、定める郵便物」というのは何と何か、これもひとつ明らかにしていただきたい。

それからついでに、いわゆる着払いの郵便物の

手数料それから返還の際の手数料、こういったもの

の額そのものでいきたい。着払いの手数料といいたしましては十五円、差出人に還付する

場合の手数料としては、料金未納、不足料に準じた小包郵便物、超特急郵便物を予定しているところでございます。

また、着払いの場合の手数料あるいは受取人に

支払できない場合の還付料等につきましては、現

在の手数料の額そのものでいきたい。着払いの手

数料といいたしましては十五円、差出人に還付する

場合の手数料としては、料金未納、不足料に準じた三十円というふうなものを現在考へて

いるところでございます。

○鈴木(強)委員 それでは、次に料金後納にかかる担保を免除するものの拡大、この点について

三十二条の四項、現在、担保を免除しているのは

官公署、特殊法人に限られておりますが、今回、

後納する郵便物に関する料金の概算払い、未納金

の概算払いが、「省令で定める額に満たない者で、

官公署、特殊法人に限られておりますが、今回、

令省令といつて、省令の方にゆだねられていま  
す。そこで、省令で決める概算額というのは大体  
幾らなのか、「その料金を納付すべき期日までに  
納付できないおそれがないと認め」るその基準と  
いうのは一体何なのか、これをちょっと教えても  
らいたい。

○高橋(幸)政府委員 後納料金の担保免除につき  
まして、郵政省令で定める額、概算額でございま  
すが、現在私ども五万円から十万円程度といふ  
うに考えておりまして、関係機関と協議中でござ  
います。

それで、次の「期日までに納付できないおそれ  
がないと認め」られるというふうな、確かにちょ  
つと私も舌をかみそな表現でございますが、こ  
れにつきまして、例えば一定期間、六カ月以上繼  
続して今まで使つていただいている、後納料金を  
遅滞なく全部払つていただいている方であると  
か、また、現在料金後納制度を利用していなの方  
で、そういう例なども参考にしながら、具体的な  
内容につきましてはただいま検討している最中で  
あるという段階でございます。

○鈴木(強)委員 三十二条の五項のところに、  
「郵政大臣は、『料金の概算額に関する省令を定  
めようとするときは、大蔵大臣に協議しなければ  
ならない』」ということになつておりますが、これ  
は債権管理法によつて債権というものを大蔵省が  
所管しているという理由からものであつて、特  
別にほかに理由はないわけございましょう。そ  
の点はどうなつてているのですか。

○高橋(幸)政府委員 御指摘のとおり、この三十  
二条第五項の規定によります大蔵省との協議、こ  
れは大蔵省が國の債権の管理に関する事務の總括  
に關することを所掌しているということに基づく  
ものでございます。

○鈴木(強)委員 そうすると、省令で定める概算  
額について、今局長さんは五万円ないし十万円の  
額について、今局長さんは五万円ないし十万円の

ところで協議をしている、こうおっしゃつていて  
のですが、では五万円にするか七万円にするか、  
そのことはやはり大蔵省の意見によつて変更する  
こともある。郵政省がこれにしてもらいたい、そ  
ういうふうなことですね、免除する場合の。そ  
ういうことははつきりと郵政省側の態度は決まつ  
いるのですか。それが決まつていなければ話にな  
らぬじやないです。

○高橋(幸)政府委員 この点につきましては、五  
万円から十万円という幅で先ほどお答えしたわけ  
でございますけれども、私どもとしてできるだけ  
高い方にということで話をしております。たゞ、  
向こうは國の債権を確保する上から、なるべく低  
くということでございますので、この五万円から  
十万円という幅でお答えいたしたこと、現在協  
議の実態を御説明申し上げたわけでございます。

○鈴木(強)委員 では、局長の意見を尊重します  
が、ひとつぜひ局長のおっしゃるような意見で省  
側はやつていただきたいと思います。

それから次に、郵便物の転送なんですが、今ま  
では市内特別郵便物というものは転送を認めており  
ませんでしたね。今度はそれを認めてくれるとい  
うことになつたので、私は、非常に結構なことで、  
サービスの向上につながつて貢んでおるわけです  
が、ただ、今転居した場合に、一年間に限つて、  
届け出をしておると転送をしてくれます。今  
度、一年がたつてしまつて、またこの届け出をす  
ればまた一年間転送してもらえるような、そういう  
方法ははつていつていただけると思うのです  
が、その限度は大体どこぐらいまで考えておるの  
ですか。できるだけ新しい住所を知つて、そこへ  
出すように努力はしていると思いますが、私ども  
ときどき返つてくるのがありますし、それからそ  
の局に行つてまたちよつとお願いします、こうい  
うふうに届け出書を出すと回してくれるところもあ  
るのですね。そういうのは便宜やつてくれている  
のですか、省の方の方針でやつておるのですか。  
○高橋(幸)政府委員 現在のところ郵便物の転送  
は、転居の届け出のあつた日から一年以内という

ことにされておりますが、これは更新がきくとい  
うことでおさいまして、一年経過してまた提出さ  
れたときは、その日からさらに一年延長するとい  
う考え方で取り組んでおります。

○鈴木(強)委員 最高は三年ぐらいやるのです  
か。

○高橋(幸)政府委員 大体私ども、そういうケー  
スは非常に少ないだらうということでやつておる  
わけでございますが、何年以内という内規はござ  
いませんので、その点ひとつ御了解いただきたい  
と思います。

○鈴木(強)委員 それから次に、今度「郵便切手  
類売さばき所」というのが「販売所」と名前が、  
法律で変わるわけですね。それで、いろいろお聞  
きしたかったのですが、時間があつまつないので、  
ただ手数料についてちょっと伺つておきたいので  
す。

手数料は直近でいつ改正になつておりましたか  
ね。その手数料に対し売さばき所の方から、少  
し上げてほしいというような要望は出ておりませ  
んでしょうか。その辺ちょっと伺つておきたいの  
です。

○高橋(幸)政府委員 切手類売さばき手数料の  
最近の改定時期でございますが、この手数料につ  
きましては、従来から大体三年を経過した時点で  
見直して改定するというふうなことでやつており  
ます。最近の改定では六十一年一月一日、つまり  
ことしの一月一日に実施したところでございま  
す。

この手数料の額のアップの要求につきましては  
私ども承つておりますので、社会的ないろいろな經  
済諸事情等を考慮しながら額を改定しているとこ  
ろでございます。

○鈴木(強)委員 それから、今度販売所で、郵便  
切手とかはがきとかそういうものだけじゃなく  
て、何か小包郵便の包装紙ですか、包装するもの  
を売つてもいいことになるわけですが、その範囲  
はどの辺までなんですか。

○高橋(幸)政府委員 ただいまの改正法案に盛り  
込まれています。それから、各郵政局の考査の状況等も資料  
をいただいて見ました。それで、比較的の指摘事項  
が、考査の方はかなりありましたが、会計検査院の方は五十九年度一件ですか、非常に少の  
うございました。ですから、防犯その他の面もあ  
りますから、よく管轄の普通局あるいは特定局が

込んであります条文の表現といたしましては非常  
に抽象的になつてゐるところでございますが、私  
ども、普通の郵便局の窓口で売つてゐるようなも  
のについては、売さばき所でも原則として売るこ  
とができるようにしたいということを、今回の改  
正案の表現にあらわしたつもりでございます。し  
かし、現在の実態を見ますと、今回の改正案がも

うことでございまして、一年経過してまた提出さ  
れたときは、その日からさらに一年延長するとい  
う考え方で取り組んでおります。

○鈴木(強)委員 ただいまの改正法案に盛り  
込まれています。それから、各郵政局の考査の状況等も資料  
をいただいて見ました。それで、比較的の指摘事項  
が、考査の方はかなりありましたが、会計検査院の方は五十九年度一件ですか、非常に少の  
うございました。ですから、防犯その他の面もあ  
りますから、よく管轄の普通局あるいは特定局が

指導をしていただい、万全の体制をしいて、で  
きるだけ事故のないよう、そして多くの皆さん  
にサービスが十分行き渡るような、一人でやること  
ですから非常に大変だと思いますけれども、そ  
ういうふうな御指導を郵政省が絶えずやつて  
いた、そして簡易郵便局の存在価値というものを  
を国民の皆さん方に認識していただけるような成  
果を上げていただくように、さらに努力をして  
ただきたいと思います。

時間が参りましたので、これで終わります。あ  
りがとうございました。

○吉峰委員長 上西和郎君。

○上西委員 私は、まず質問に当たつて前置きを  
申し上げますが、全国に四千三百五十五ある  
簡易郵便局、この中で私の選挙区に百一あるの  
であります。このうち私は大体九十七、八は毎年  
一回つておきます。私は五回目の初当選であり  
まして、長い間回つてきましたので、利用者、地  
域住民の立場から見た簡易郵便局のあり方につい  
ては一つの考え方を持つております。

そうした観点で昨年、前左藤郵政大臣のとき  
に、予算の分科会で私なりに質問をし、御要望を  
申し上げましたところ、今回の郵便法一部改正、  
この中で簡易郵便局に関して大幅な改善が行われ  
る。大変喜ばしく、私は、簡易郵便局の委託を受  
けている方々はもちろんのこと、地域住民の方々  
の立場に立つてこの決断をなさつた郵政省の当局  
の皆さん、もちろん新しく大臣に御就任なさつた  
佐藤大臣にも心からまず敬意を表し、以下、主と  
して簡易郵便局を中心質問をさせていただきました  
いとと思うのです。

第一点は、国民年金の取り扱いは、この簡易郵  
便局法でいきますと前々からできるようになつて  
おりますが、私の知つてゐる範囲内では、従来は  
福祉年金だけだったのではないか。今回の年金の  
統合法によつて、例えば障害福祉年金が障害基礎  
年金になる、果たして簡易郵便局でもらえるの  
か、こういう戸惑いがやはり地域の受給者の中に  
あるのであります。そうしたことについて、厚生

年金が新しく追加をされた。これは当然、老齢、  
障害、遺族、全部だと思ひます。反則金も入つた。  
じゃ、国民年金はどうなるのか、このことについ  
てまず御説明いただきたいと思います。

○塩谷政府委員 国民年金につきましては、受給  
者の皆様方の利便を図るために、先般関係の各省  
令を改正いたしまして、従来は一部の郵便局で  
しか取り扱つておりませんでした。いろいろござ  
いますが、障害年金、母子年金等、こういった年  
金を含むすべての国民年金につきまして、本年八  
月から、受給者が希望する郵便局または簡易郵便  
局で支払うことができるよう改善を図つたところ  
でござります。

○上西委員 わかりました。大変結構なことであ  
りますが、念を押しておきます。

従来、社会保険局が言うところの当地と隔地の  
区別があつて、例えば私の選挙区で言いましよ  
う。大隅半島の鹿屋市、鹿屋社会保険事務所があ  
るから、郵便局十四、簡易局十六、合わせて三十  
の局では母子、準母子、障害、遺児、寡婦、この  
五つの国民年金は当地、隔地の関係で受給できな  
かった。これも一挙に解決ですか、念を押してお  
きます。

○塩谷政府委員 従来、先生から御指摘の今の五  
つの年金は社会保険庁が扱う、それで地方の社会  
保険事務所にその事務をやらしているというよう  
なこと、その国庫金をどう払うかという大変しち  
面倒くさい会計手続がございまして御不便をおか  
けしていただけます。これが一挙に解決いたしまし  
て、どの郵便局、どの簡易郵便局でもお支払いいた  
します。

○上西委員 では、重ねてお尋ねします。

今八月からとおっしゃいましたが、国民年金  
は、福祉年金は四、八、十二ですね、拠出制の年  
金は三、六、九、十二。厚生年金は二、五、八、  
十一、こうなつておりますが、具体的にどの月の  
分から支払いが受けられるのか、そのことについ  
て明確にお答えいただきたいと思います。

○塩谷政府委員 四月以降なのでございますが、

実際に支払いできるのは八月からということに  
なります。

○上西委員 わかりました。

では、重ねて念を押しておきます。八月からと  
いうのは四月分から、例え四、五、六、七、四  
カ月分は従来の福祉年金、老齢福祉年金でいきま  
しょう、八月に出来ますね。そうすると、八月から  
出る厚生年金は当然五、六、七、三ヶ月分だが、  
こうしたもののもよろしい、こういうふうに理解し  
ていいのですか。

○塩谷政府委員 お尋ねのとおり、四月以降の分  
を八月にお支払いする、こういうことでございま  
す。

○上西委員 わかりました。大変な前進でござい  
ますので御努力を高く評価しながら、次の質問に  
移させていただきます。

実は、私が過去十五年近く簡易郵便局をずっと  
回りながら受けた一番の苦情は、やはり年金  
であり、そして今度の改正の中に入つた交通反則  
金なのですね。簡易郵便局はほとんど圧迫的に職  
住一緒ですから、ばたばたと朝七時ころ来て、今  
から田植えだからこれ頼むぞとばかり込まれて往  
生するというのが、地域の簡易郵便局の方々の現  
実の姿です。それで大体済んだかと思って、今度  
これだけよくなるからなあと言つてずっと回つ  
みたのです。そうしたら積立貯金が残つてゐる。  
簡単保険と郵便年金は去年の九月一日から、これ  
は前左藤大臣の英断で、私が分科会で質問したこ  
とをさつと受け、半年たたぬうちに実現をして  
いる。これは皆喜んでいるのですが、積立貯金が残  
つてゐるじゃないかという声がちよつと  
ござります。この集金票の管理、それから満期が

来まして元利金額の支払いをするときに事務処理  
手続が複雑でございまして、取扱者の負担が増大  
することがござります。それから、積立貯金は御  
承知のとおり外務員によって募集、集金が原則で  
ございまして、外へ出て歩かれるという点につい  
ての負担があるということ。それから、簡易局の  
周辺地域は大体受け持ち集配局の外務員が積立貯  
金の集金をしている、こういったことで簡易郵便  
局では積立貯金を現在取り扱つておらない、こう  
いう事情でござりますので、御理解いただきたい  
と思います。

○上西委員 現状はわかりました。しかし、せつ  
かくここまで取扱業務の範囲を拡大なさつたので  
すから、内部にはいろいろ事情もありでしよう  
が、将来に向かつて積立貯金についても取り扱い  
の方向への御努力をお願いしておきたいと思いま  
す。

○高橋幸一政府委員 簡易郵便局の取扱手数料に  
つきましては、一般の物価あるいは賃金などの動  
向に対応いたしまして、毎年所要の改定を行つて  
きているところでございます。昭和六十一年度予  
算におきましても、基本額を四・四%引き上げる  
予定であります。また、取扱件数一件当たりの単  
価、これにつきましても引き上げる、例え郵便  
の場合には五十五円を五十八円にするとか、貯金  
ふうな単価の引き上げも予定しておるところでござ  
ります。

ちなみに、六十一年度予算の一局平均手数料の  
概算を申し上げますと、全業務をやつておられる  
簡易郵便局については、基本額七万三千円、取扱  
料加算額で一万五千円、合わせまして十八万八  
千円、さらに切手類あるいは印紙売さばき手数  
料でござりますが、

料、これはまた別でございますので、これが平均いたしますと約一万八千円ということで、トータルいたしますと二十万六千円を考えておるという実態でございます。

○上西委員　局長のお答えを黙つて聞いておりま  
すと、簡易郵便局も悪くないなといふうになつ

ちやうのです、二十万を超えると。では、具体的にこの平均十八万八千円、ここまでをもらおうと

すれば、月に貯金でどれだけ、物でどれくらい、

の扱い量ならこれだけになるのですか。正直言つて、僕の選挙区では十二、三万が限度なんです、

どこを回つてみても。ところが、ここで、永田町でお尋ねすると、いや、二十万近くありますよと。

それでいかれたらたまらぬのですよ。だから具体的に、これぐらいの物を扱い、これぐらいの簡保

件数を、郵便年金をと、その数字をちょっとお示しください。モデルで結構です。

○高橋(幸)政府委員 先ほど申し上げました数字の根拠でございますが、六十一年度で郵便取扱件

数が大体一局一月平均百三十八件、貯金で五百九十両、保険、手金で八両と、うふうな形で予算の

十件 保険 年金を併せました。ハガキを提出して、要求をしたところでございます。

○上西委員 確認しました。これは月間で二千五百三十八件ですね。いいのですね。それに対して、時間ばかりつこうとする立場から、「う

でよければ 時間かも一たいないですなら 一  
ん」とうなずいてくだされば結構です。物は月に

百三十八件ですね。——そして、賃金が五百六十件、年金が八件、これだけ扱えばこの十一万五千五百四十二件のうち、

円という手数料の加算がいく こう理解していいのですね。

○高橋(幸)政府委員 そのとおりでござります。  
○上西委員 わかりました。

ボーナスは出るのですか。

は、ボーナスという形では出でおりません。

永年勤続表彰とか、あるいは長く簡易局を委託していった人が、諸般の事情これあり、おやめになつた。

解約慰労金といいましょうか、そういった制度等はあるのですか、あわせてお尋ねいたします。

○高橋(幸)政府委員 最初の永年勤続につきましては、永年勤続をもつて表彰するというふうな制度はございません。

それから解約金でございますが、これにつきましては、解約時一時金あるいは解約一時金といふようなものをお支払いするという制度がございましてはございません。

○上西委員 何年以上契約で制度がある、例えば何年ならこれくらいだと、ポイントだけで結構なんですが、ちょっと御説明いただけませんか。

○高橋(幸)政府委員 解約に当たりましてお支払にする一時金、解約時一時金、これは自己の都合によつておやめになる場合でございますが、これが十年から二十年未満、現在十五万円、二十年以上三十万円。解約一時金、これは省の都合によつて解約するケースでございますが、これにつきましては三年未満二十万円、十年未満で二十五万円、十年以上の場合に三十万円ということに相当しております。

○上西委員 続けてお尋ねしましよう。

公務災害の補償はどうなつておりますか。例えれば私の選挙区では、金融機関の強盗が簡易郵便局をねらつて、たまたまその受託者であった奥さんが縛り上げられて押し入れへぼうり込まれて、何時間かたつて発見された。大変なショックも受けている。例えばこういうときには、温かい気持ちをお持ちの郵政省は、見舞い金的なものをどの程度お出しになつていいのだろうか。こんなことを含めて、公務災害補償について御説明いただきたいと思います。

○高橋(幸)政府委員 公務災害につきましては、この簡易郵便局の契約関係が委託契約ということをございますので、国家公務員と全く同じ取り扱いをするということはできないわけでござります。しかし、やつてゐる仕事の性質上、私どももできる限り国家公務員の災害補償に準じた形で運

當すべきであらうということから、災害関係について申し上げますと、例えば療養見舞い金、これは診療、薬剤、処置、看護等、療養する上で必要なと認められる範囲内の金額。また休業見舞い金、休業期間一日につき平均請負料額の百分の六十。あるいは障害見舞い金、障害の程度に応じて定められた給付日数に平均請負料額を乗じた額。また遺族見舞い金、平均請負料の千円分。また葬祭見舞い金、平均請負料の六十日分というふうなほか、弔慰料ということで、個人受託者を対象といつてしまして、こういう御不幸が起った場合に五万円。また、災害等によりまして罹災された場合に罹災見舞い金ということで、これはケース・バイ・ケースでございますが、個人受託者を対象にいたしまして五千円から五万円ということで、ほぼ国家公務員の災害に準じた形での制度を設けておるところでございます。

○上西委員 御説明はわかりますが、例えば銀行強盗にやられておるでしよう。去年私は分科会で指摘をした。五十七と五十八、兩年度を比べれば、国家公務員の勤務している郵便局の銀行強盗は減っているんだ。簡易郵便局は五件から八件に激増しているのです。その被害を受けた方々に対する見舞いはどうなんですかとお尋ねした。そのことはどういうことを具体的にされてるか。

○高橋(幸)政府委員 強盗等によりまして、例えば精神的な面についての問題、これについてはそういう制度はございません。国家公務員災害補償制度、そういうものに該当するケースがございますれば、その該当する範囲において補償するという考え方でございます。

○上西委員 じゃ、後でもってこの五件あるいは八件の銀行強盗の内容、並びにそれに対しても郵政省当局がとった温かい補償、見舞いの実態等について、資料として御提出をいただきたい。これは要望しておきます。

私がこうしてこんなことにこだわるのは、業務の拡大は地域住民の声であり、受託者の方々の熱望であります。それを実行される、実現する、

大変喜ばしいことあります。しかし、片一方、ボーナスはない、退職金も、今お聞きしますとまさにズメの涙。こんなことで、名前だけは今までの法律改正で簡易郵便局長と名のつてよろしい。いろいろなお世話をさせられました。例えばメートル検針、メートル調べですね、集金、こういった方々のことについては随分やりました。そのとき参考にしたのは、NHKの委託集金の方々に対する補償制度がありました。例えば国民健康保険税の負担に一定の補助をする。委託の方々は国民年金ですよね。その場合、国民健康保険だ。例えばこれについて一定の助成をするとか、解約謝礼金なども、今三十年で三十五カ月というのが出ていますよ、民間やらNHKあたりでは。あるいは被服をどうする。そうしたことについていろいろきめ細かに、民間は民間で努力しているのです。きょうのこの提案の中では、郵便法の一部改定で、企業名は挙げませんが、宅急便に対する対策がありありと色濃く出ているじやありませんか。それだけのことをお考えになるなら、簡易郵便局の業務範囲をこれだけ改定したのだから、それを見合うだけのことをやる。なぜ、夏冬に手数料の一ヶ月分ぐらいボーナスでやるとか、そんなことができないのですか。そういうことについては一顧だにしない。いやいやそうじゃない、今まで從来から、物価、賃金などを勘案しながら毎年引き上げの改定を行っているところでございまいます。

上げましたが、おしかりを受けるかもしませんが、私ども、受託者の待遇についても、現在のところ、一応の水準にあるのじゃなかろうかと考えているところでございます。

今後とも、この手数料の問題につきましては、

経済情勢、物価、賃金等の動向を見きわめながら、適切なものであるよう努めています。ふうに考えておられるところでございます。

○上西委員 私は、言葉じりをとらえるのじゃありませんが、政府高官の皆さん方には、常に日本のため、国民のために精励、努力をされていると

いう、尊敬の念こそ持つておれ、しかりおこうなどという気はさらさらございませんので、そういつた言葉はお使いにならないようにしていただきたい。

私がただ申し上げておきたいのは、簡易郵便局で仮に受託者の両親が亡くなつた、夫婦そろつて葬式に行けないでしよう。局を閉めることも認めてないでしよう、現実の問題として。代行者がいなかつたらどうなりますか。委員長、あなたのところだつてたくさんある。大臣、あなたのところだつて簡易局はたくさんある。親が死んだつて、葬式に出されない。ことし、私の選挙区の中で、

知つておる受託者が死んだ。途方に暮れるけれども、局を閉めることはまかりならぬでしよう。そうした厳しいことをあなた方要求しているじやありませんか。そのことを棚に上げて、手数料はまあまあですと言わたつて、それは聞こえませぬ伝兵衛さんと僕は申し上げたい。片一方で、簡易郵便局法に基づいて、厳として営業を厳命しているあなた方の立場というものがある。そのことについて、ここあたたりで佐藤大臣、あなたの人間的な温かみのあるお言葉、心温かいところをお示しいただきたい。それはそうだとことで、よし、わかつた、郵政省に検討を命令しよう、こういふことを、おなりになつたばかりで本当に意欲に満ちあふれている佐藤大臣に私はお願ひをし、お尋ねをしたいのであります。

○佐藤国務大臣 私のところも簡易郵便局があり

まして、もうすぐ隣が簡易郵便局でございますので、その実態もよくわかつております。今先生のお気持ちもよくわかりますから、今後、物価の動向等を十分見ながら、適正なものになるよう

努力していきたい、こう思つております。

○上西委員 実にそつのないお答えでして、大臣、あなたが隣に簡易局があつておわかりなら、私ももう一遍突っ込みます。

僕の選挙区を回りますと、簡易郵便局はどん

ん立派になるのです。局舎がデラックスになるのです。私は、これはてつり郵政省の資金で改築をされた、そう思つてました。あるいは自己資金であるならば、当然家賃が出ていていると思っていました。出でないのですね。お聞きすると、手数料の中に入つて、こう言われる。ところが、郵

政の基準で、例えばカウンターはこうしなさい、あれはこうしなさいと、四角四面の規格というか基準は非常に厳正にあなた方は求められている。そのことに對しては、私の言い方が悪いかもしれません、負担ゼロで受託者の手数料の中に入つて、七万三千円の中に家賃まで入つて、言われたら、やはり私たちは返す言葉がないで

そういつたことを含めて、大臣、余りそつないのではなくて、いや、私も大臣になつて改めてよく見てみたら、どうだから、例えばおれのいるうちに夏冬一ヶ月分ぐらいいボーナスを出すようにするなんて喜ばして下さいよ。さすがは佐藤さん、いいときには郵政大臣におなりになつた、全国の四千三百五十五の簡易郵便局、その周辺の方々が、郵便局長になつたら待遇も変わつた、この喜びがあつてこそ郵政業務が国民大衆の中にどんどん定着をして広がつていいのじゃないでしよう

か。それでこそ僕は日本の郵政事業だと思うのですが、郵便局長になつたら待遇も変わつた、この喜びがあつてこそ郵政業務が国民大衆の中にどんどん定着をして広がつていいのじゃないでしよう

に重点を置きまして、受託者というのは郵便局長さんですよといふような自覚を持つていただきたいと無理じゃないかと思いますから、要望しておきます。

○上西委員 大臣、もうそれ以上のことはちょっと無理じゃないかと思いますから、要望しておきます。

地域の方々は、簡易郵便局というのはみんな國家公務員と思つておられます。

郵便局長でしよう。これは退職金も一千万だな

んでみんな思つてしまふのです。そして業務その他を持ち込むときには、あなた方は國家公務員じやないか、もつとサービスしろとか態度が悪いとか、ボーナスをもらつていてんだからもつとやれとか、いろいろなことが出てくるでしよう。そういうことになつていくのが現実の姿なんですよ。

だから、郵便局長を名のらせる以上は、それにふさわしいものを徐々に書き上げていく。その第一歩として、いろいろあるけれども、例えば六一年度から、郵政がここでひとつ清水の舞台から飛びおりる決意でボーナスをわざかであつても出しでいこう。こんなことで局長という肩書、名前をもらい、世間に對して通りがよくなつた。いわゆる受託業務手数料というか、そういうしたことについても大きな前進があつた。これなら、少々無理な預金の割り当てその他のいろいろあつても、消化するために全力を擧げようと、本当に喜んで簡易郵便局の受託業務が遂行されるような御配慮といふことを重ねてお願い申し上げておきたいと思います。

やや話題を変えて、郵便法の方で一点についてお伺いしたいのです。小包の損害賠償制度、先ほどちょっと触れましたけれども、全国にどんどん広がつていく宅急便に対抗する方式としてこれを

おやりになつたと思うのですが、この小包の損害賠償制度についてどの程度のことを予測され、例えは予算的にどれくらいの件数、金額で、どれく

らいこういつたことをやられる、あるいは、先ほどちょっとと鈴木議員からも御質問があつたのであります。それが宅急便の補償対策その他と比べて遜色ないかどうかといったことについて、御説明をいただきたいと思うのです。

○高橋(幸)政府委員 今回改正の小包の損害賠償制度につきましては、賠償限度額といたしまして、私ども諸般の事情を勘案しながら、三千円から五千円の間で関係当局と今協議中でございます。

予想件数をいたしましては、普通小包につきましてのかかる取り扱いが今までございませんでした。そこで、そういうデータに基づいた予測はできかねるわけでございますが、今までの書留制度によ

る損害発生率であるとか、いろいろ関係の計数を用いまして予測いたしました結果、六十一年度ではおおよそ一万件程度ではなかろうかと予測しております。

予算的には、おおよそ一万件をベースにいたしましては、損害賠償額につきましては、私どもの了知している範囲ではほぼ三十万円限度とするに考へておるところでございます。

また、民間との関係でございますが、民間においてまいりますと、今回の制度は何か見劣りするよ

うな感じがいたすわけでございますが、私どもには書留という制度がございます。これは最高限度額が二百万円でございます。ただ、書留料といふ送達、丁寧な送達といふ点から見ますと、こういう点を総合的に勘案いたしますと、現在の段階におきましては損害賠償、特に郵便物の確実

料金が加算される点異なるわけでございますが、そういう点を総合的に勘案いたしますと、現在の段階におきましては損害賠償、特に郵便物の確実な送達、丁寧な送達といふ点から見ますと、こうの小包は五千円までだ。片つ方、今御説明があつたおり、民間の受託業者は書留その他なしに補

償しているわけでしよう。その辺にやはり官業と民業の違いがあるのがな、私はもう純粹な民間の生え抜きでございますから、そこら辺が——私はよく言うのですが、永田町や霞が関で法律をつくらる、議論する、施行させる、しかし、それを適用し実行に移すのは第一線の郵政職員でしよう。郵便局の窓口でこれを○〇回とかに持つて行つたら幾ら補償だ、郵政省、日本政府はたつたこれっぽつちかとトラブルが起きたときに、その処理に当たる第一線の郵政職員の立場に立つたとき、この法律はいいとお考えなのか。僕は疑問に思えてようがないのです。その点、どうお考えですか。

○上西委員 お答えはわかるのです。ただ、私が  
うふうに考えております。  
のあり方といふものが現在のままでいいのかどう  
か、そういう点も、先ほど鈴木委員の御質問にも  
答えた中で私申し上げたわけでございますが、や  
はりじっくりと腰を据えて、全体的な将来に対し  
ての見通しというものを勉強する必要があるだろ  
う、その中で小包郵便物のあり方、通常郵便物の  
関係というものについて総合的に勉強してまいり  
たいということです。その中で郵便小包  
の位置づけといふものも考究してまいりたいとい  
うふうに考えております。

人工透析をお受けになつていらっしゃいます。のうち、昼間の人工透析、それから夜間の人工透析はどうかといふお尋ねもございました。昼間に人工透析を受けている方々は八十人、夜間で透析を受けている方々は七十人、このように把握をいたしております。

○上西委員　わかりました。私があえてこのことをお尋ねしたのは、私の聞き違い、あるいはとり違いかかもしれません、一部の人工透析の方々の中で、何か夜間透析で昼間勤務しようとしていろいろなことがありますけれども、まあ夜間透析はできるだけしないようになどということを聞くうちに雪舌しているとか、いろいろなことを聞くく

○櫻井政府委員 重度心身障害者の皆さん方に對する各種の施策が、税制等を含めてございます。私どもとしては、そうした事柄の周知については、一次的には地方自治体等、関係のところから積極的に周知活動が行われているというふうに承知をいたしております。さはさりながら、私どももこうした職員の皆さん方に対しまして、それなりの諸制度の理解をしていただく、そのよすがとなりるものも必要ではないかというふうにも思いました。したがいまして、今先生の御指摘いただきま

あなたたは局長だから、今さら局長が窓口やる  
とはないでしようけれども、そういうふうに第一  
線の職員の置かれている立場、苦情を生で受けた  
ときの返答、そのときに、民間の方はこうじやな  
いか、いや、うちは書留ならこうだということに  
なつてトラブルが起きたときに、それは一步誤わ  
ば、その一職員の苦痛だけではなくて、郵政省全  
体の郵便業務に対する失望になり、不満になり、  
威信低下につながっていくのではないかと私は思  
いますがゆえに、その辺についてもう一步突っ込  
んだ見解を明らかにしていただきたいと思いま  
す。

○高橋(幸)政府委員 ただいま本当に郵便事業を  
憂えるの言葉を賜りましてありがとうございます  
私ども、今回の損害賠償制度をつくるに当たり  
てござります。

ちよごと心配するのは、正直言つて特定局の局長さんの方々の中には明治以来代々といふ方々たるさんいますよ。地域の素封家だ、名家だといつた方がが、ちよつとしたトラブルが起きた、それは郵政省のは少な過ぎる、じゃ、おれが身銭切るわ言うて、例えば三万でも五万でも仮に補償した方々が、ちよつとしたトラブルが起きた、それにつけ込まれるのはなかろうか、それが怖いのですよ。そして、それが全体的に郵政省全職員にのしかかっていく、この制度が絵にかいもらちろにすぎなくなる、それでは困ります。大臣、そうしたことについては、現実に起きたときにどうなるのか、現場はどう処理するのかということに温かい配慮をしていただきたい、さりと突つ込んだ御検討をいただきたいということをお願いしておき

御配慮があるようありますし、透析を受けながら勤務は勤務でやっているでしょうから、処遇を含めて、このことについてもうこれ以上は突っ込みません。

ただ、私が気になるのは、国家公務員の中で政と林野だけが、共済の短期給付で被扶養者は分割自己負担でしよう。付加給付はございませんね。ところが、人工透析は重度、一級の身体障害者だ。そうすると、一級、二級の方々は重度障害者医療費助成措置に登録すると、自己負担部分が実際返ってくるわけですね。こういったことについて、郵政省は末端の職場まで指導していくのか。あるいは人透析になれば、住民票が一括の場合、本人であろうと家族が運転しようと一千五百円までの乗車料の自動車税や物品税は免余さ

した事柄に十分留意しながら、今後対応してまいりたいというふうに思つておるところでござります。す。

○上西委員 じゃ、そういつた意味の御努力を重ねてお願ひをし、次に監察の問題についてちょっとお尋ねしたいのです。

簡易郵便局に対する監察の仕方、このことについてまず基本的なシステムを御説明いただきたいと思います。

○永野説明員 お答え申し上げます。

簡易郵便局につきましては、少ない人數で地域の郵便業務のサービスをするということでございまますので、できるだけ間違いない、正確な取り扱いをしていただくということのために考查を行つております。

その考查の種類と申しましようか、一つは、所

まして、従来郵便というものについてはもともと損害賠償はなじまないのだというふうな考え方が長いこと続いてきたわけでございます。そうう中で、諸般の事情から損害賠償制度の必要性というものを考えたわけでございますが、とにかく制度としてまずこれを踏み出させたい、これがへんの時点において大きな前進であろう。

そこで、まことに勝手でございますが、法案中で賠償の限度額につきましては郵政省令にお任せいただきたい。ということは、これを固定的るものとしては考えたくないということでおござい

たいたいと思います。  
次の質問は、昨年分科会でもちよつとお尋ねしましたが、現在郵政省職員並びに家族、共済の短期の被扶養者で結構ですが、その中にいる人工透析の患者数、これは本人、家族、あるいは昼夜間の透析、こういったことについて、もしデーターがおありならばお示しいただきたいと思います。  
○櫻井政府委員 お答え申し上げます。  
郵政職員並びに家族で、現在人工透析を受けておる者はどのくらいおるかというお尋ねであります  
が、職員では百五十人、家族で百八十人の方が

るが、そういうことについては周知徹底を図つてあるのかと僕は素朴な疑問があるのであります。ことだけのことを把握しておりますからと言うだけじゃなくて、や済まぬのですね。やはり大臣以下郵政が一体となって、家族を含めて、そうしたもろもろの国自治体の制度なども周知徹底を図りながら――一直に言って人工透析というのをやめられぬわけですよ、やめたら一巻の終わりですから。そうしなつて、非常にひどい場に立たされている職員や家族方々に、郵政省の温かい配慮のあるそうした

掌業務の全般を対象といたします総合考查といふのを行ております。それからもう一つは、所掌業務の一部を対象といたします特別考查 例えば防犯の観点から、現金に間違いがないかどうかというような点に絞つて見させていただく、そのような考查を実施いたしております。総合考查につきましては、毎年度総局数のおおむね五〇%につきまして実施をいたすことにしております。特別考查は、簡易局の業務取り扱いの実況等を勘査いたしまして、必要に応じて実施をするということ

—

で、決まつたパーセンテージ等はございません。

考査に当たりましては、事故、犯罪の防止上必要な措置、これが的確に行われているか、これを一番重点に実施をしている次第でございます。

○上西委員 基本的な監察体制についてはわかりました。

ただ、私、地名とか局名とか個人名は出しませんけれども、私が回つてある簡易郵便局の中でこういう実例があつたのです。監察が見えた。前日の御主人、受託者が死んでいます。当日葬式だ。職住一緒だから、簡易局に隣接する場所で葬儀が行われている。来た監察官は監察をやつたんです。奥さんが葬式に出られなかつたんです。そのことについて、どうお考えですか。

○永野説明員 監察の考査に当たりましては、その性質上、事前にその局へ参るという連絡をいたさないということで実施をいたしております。これは特定局の場合も同じでございますが、そういうふうなことで参つておりますので、その局へ参りまして初めて、今御指摘のような事態が生じておるといふことがわかるわけでございます。そういう場合に、予定した考査が可能かどうかを、その状況に照らしまして判断をするといふことにいたしております。したがいまして、中止をするといふこともありますし、それから事務代行者が簡易局の業務は行つておるわけでございますので、その人限りで済むような考査にとどめるとか、いろいろと臨機の適切な判断をして、無理のないようなことでやらせていただく、こういうことになつておるわけでございます。

○上西委員 だからいかぬのですよ。当日は葬式だよ。本人は死んでいるんだ。奥さんが葬式に出られなかつたんだ。隣の自宅でやつてあるんだ。僕はこれを悔やみに行つた方々から最初聞いたのです。ひどいと。奥さんが葬式に出られなかつた。そこのお子さんは今度やつと高校進学ですよ。若いんだ。血も涙もない郵政じゃないか。そんなばかりなことがあるか。臨機のことといつても事によ

るよ。なぜそのときに、さあと引き揚げて、一七日か何か済んだときにでも改めて来ますといふことができるのか。それほど冷酷非情なやり方

で簡易郵便局を取り締まるんなら、もう一遍私は処遇の問題に返りたい。受託手数料を百万でも払つているなら、こんなこと言いたくない。七万三千円で打ち切つていて、ボーナスも何も出さない。それだけ縛りつけていて、主人が死んで、読経が始まり、葬式をやつしているのに、奥さんが葬式に出られなかつたのだ。

それなら、あなた個人だつたらどうするか、ずばり答えてください。あなたなら続行するか中止するか。あなたは首席だから、監察の首席として、あなたならその場でどうするか、明快に答えてください。臨機の措置、あなたならどうするか。

○永野説明員 監察の性質上いろいろと厳しい感じを抱かせるケースが多いわけでございます。私たちもそういつたことはできるだけ、今おっしゃいますような冷酷な感じとかいうことはないよう、言葉遣いその他、配慮はさせているつもりでございます。今御指摘のような状況でありますとすれば、私は中止をするのが妥当であろうといふふうに思ひます。

今後とも適切な判断を誤らないように、十分指導をしてまいりたいと思つております。

○上西委員 わかりました。僕は何もこんなことを声を大にして言いたくないんです。私は去年、業務拡大を一生懸命やつたら、簡易局の皆さん方から、いやありがたい、いやこれがあると、いろいろあつた。今度法律が変わるからと、私は市内なんかつと回つてみた。そうしたら出てきたんですよ、そういうことが。僕は本当に耳を疑いました。人間じゃないかと。だから、そういったことについて、首席が今おつしやつたように、今後は血も涙もある、情の通つた郵政業務が遂行されることは、私はこの場で心からお願いをし、少し

て定着をさしていく、このことを急じておりますのでお尋ねをした次第です。今後の監察のやり方について、一層のそうした花も実もあるやり方、このことを重ねてお願ひしておきます。

次は、少し話題は変わらのですが、NTTがお見えだと思いますので、ちょっと私ここでお尋ねしたいのです。

これは鹿児島県、委員長もよく御承知だ。鹿児島県の電話帳は従来、鹿児島市、郡が一冊、東部、西部、奄美と四冊だった。この鹿児島県東部といふのが私の居住している大隅半島、種子島、屋久島、さらに都城報話局管内まで含めて一冊だったのです。今度ハロー・ページが新しくできたら、都城、加治木報話局を除いて五冊になつたのです。

一番薄いのは屋久島なんです。屋久島は二町ある。屋久島が一冊ですよ。鹿屋、垂水、肝属郡と同じをいふのが従来一冊だったのです。肝属郡九ヶ町のうち、四ヶ町だけは別だ、大根占報話局ということで。そうすると、これが特定郵便局には一冊ずつしか行かないわけですね。だから南大隅四ヶ町だったらこの一冊しかないわけだ。鹿屋に電話しよう、一〇四だ。そうすると、かぎあけてやらにやいかぬ。大変不便なんですよ。NTTが民営化をされて、意欲に満ちてお仕事をなさつてている。よくわかるのですが、このことは、利用者から見れば基本的に不便になつたんではないか、サービス低下ではないかと思うのですが、このことは、利用者から見れば基本的には不便になつたんではないか、サービス低下ではないかと思つておられます。

○勝塵参考人 お答えいたします。

ただいま先生御指摘ございましたが、電話帳につきましては、御承知かと思いますけれども、一年間に一億一千冊、國民一人当たり一冊ぐらいの発行配付になつております。その中の半分といいますか、主要な部分を占めておりますハロー・ページは、五十音別にすべての加入者を掲載してありますので、私たちとしては一番基本になる電話帳だ、こういうふうに考えております。

このハロー・ページ、タウンページにつきましては、数年前から大分国民の皆様あるいは広告主の皆様からいろいろ御批判をいたたいております。

この御批判の中身は、まず引きにくいうこと、それから、これは例外もござりますけれども、

例えば東京二十三区あたりを見ますと、厚過ぎて扱いにくい、もう少し薄くしたらどうか、それからさらに字をもっと大きくしたらどうか、こういふふうなところに集約されると思います。そういうふうな御利用の方々の御要望におこたえすべく、昭和五十九年度の後半から六十二年度にかけて、全国的にハロー・ページ、タウンページの改善を現在進めておるところでございます。その際、じゃハロー・ページを具体的に収容区域をどの程度に設定したらいいか、こういう問題がござります。これが実は電話帳の改善の一番基本になるところだと思います。

御承知のように、私たちも電話の料金につきましては、これが電話帳の改善の一一番基本になる最低通話料の区域といふものを設定しております。これは全国に五百六十ばかりござります。この電話料金の単位料金区域と言つておりますが、これが社会生活圏として一番まとまつた単位ではないかといふことで、一つの目安として、そういうふうにすれば、さらにお役に立つものになるのではないか、こういうふうなことで進めてきました。これは全国に五百六十ばかりござります。この電話料金の単位料金区域と言つておりますが、これが社会生活圏として一番まとまつた単位ではないかといふことで、一つの目安として、そういうふうにすれば、さらにお役に立つものになるのではないか、こういうふうなことで進めてきました。これは全国に五百六十ばかりござります。この電話料金の単位料金区域と言つておりますが、これが社会生活圏として一番まとまつた単位ではないかといふことで、一つの目安として、

そういうふうにすれば、さらにお役に立つものになるのではないか、こういうふうなことで進めてきました。これは全国に五百六十ばかりござります。この電話料金の単位料金区域と言つておりますが、これが社会生活圏として一番まとまつた単位ではないかといふことで、一つの目安として、

現実に五百六十単位料金区域ござりますけれども、そういうふうに画一的に細分化するといふふうなことは、私たちとしては必ずしも考えていないわけです。しかしながら、これは決して単位料金区域を絶対の基準としてやる、こういうふうなことはございません。

でございますが、次回は六十二年の四月に発行する予定でございます。六十二年の四月の発行に向けまして、今少し分け過ぎた点につきましては、御要望をいろいろ伺いながら再編成する、その際は当然統合していく、こういうふうに考えておるところでございます。

なお、一言だけ加えさせていただきます

と、こういうふうに薄くいたしましても、それ以外の地域のものも、同一県内であれば全部無料で差し上げるということにしておりまして、電話帳の中にもそういうふうな掲示などもしておりますが、今御指摘のような郵便局なんかの場合には、そういうふうな御要望をいただかなくとも、私どもの方から一つの県内まとめて差し上げるとか、そういう措置も考えていただきたいと思います。

それからもう一つ、鹿児島県の場合には特に島の部分がございまして、これをどう扱うかという

のが非常に問題のあるところなんですが、やはり具体的に申しますと、県庁の電話番号であるとかその他公共機関の電話番号、あるいは公益事業の電話番号であるとか、そういうふうな県民の皆様が共通に必要とされるような電話番号につきましては、いかに分冊しましても、その巻頭の部分か何かに、そういうふうな電話番号をまとめて収録する、こういう措置をしていきたいと思います。

○上西委員 わかりました。

実際、東京駅なんかあと二つ、簡単にお尋ねしたいのですが、テレホンカードが一億枚売れる、大変な成長産業だ、こう言われているのですが、実は簡易郵便局にグリーンの電話が入っていない。ですから、私そのことについて、今後、私どもの選挙区ではグリーンが入っていないので、そのこともお願いしたいのですが、あわせて、時々利用してみて思うのです。羽田空港はがさっとあるのです、グリーンが。日本国有鉄道になるとちょうどとなるのです。NTT何か差別しているのかな、昔三公社の一つだったのになと思うのですが、なぜみんなにグリーンが少ないので、その辺について、少ない理由とか改善の方向について御説明をいただきたいと思います。

○西脇参考人 わかりました。

ただいま御質問のカード公衆電話でございますが、五十七年の十二月から設置を始めまして、大変好評をいただいているものでございます。現在約六万台ついておりますが、今年度はさらに七万台設置をいたしまして、十三万台にしたいといふことで鋭意努力をいたしておりますところでございます。

○上西委員 大変前向きのお答えをいただいて安心したのですが、背表紙も入らぬのですよ。どこのかわからぬ。私はここに字を書くのです、大臣。大分も恐らくこうだと思います。やはりあなたの選挙区もそうなんですか。しかも、これだけ全部合わせても、委員長、あなたの鹿児島一区

の鹿児島市・日置地区の電話帳よりか薄いのです。私は中身を全部、ページ数を計算してみた。ですから、これはやはり全国的にこういうことがあってはいけない。せつかくNTTが民活を生かしてやるというなら、こういう加入者の利便ということを念頭に置いて、自分たちの内部のいろいろなことは二の次にしておつくりをいただきました。そして簡易郵便局などにも手間のかからないように、一〇四を使わなくて済むように、こういうことでぜひ御配慮をあわせてお願いをしておきました。

あと二つ、簡単にお尋ねしたいのですが、テレホンカードが一億枚売れる、大変な成長産業だ、こう言われているのですが、実は簡易郵便局にグリーンの電話が入っていない。ですから、私そのことについて、今後、私どもの選挙区ではグリーンが入っていないので、そのこともお願いしたいのですが、あわせて、時々利用してみて思うのです。羽田空港はがさっとあるのです、グリーンが。日本国有鉄道になるとちょうどとなるのです。NTT何か差別しているのかな、昔三公社の一つだったのになと思うのですが、なぜみんなにグリーンが少ないので、その辺について、少ない理由とか改善の方向について御説明をいただきたいと思います。

○上西委員 わかりました。

あわせて、これはNTT、直接あるかどうか知りませんが、電話機はNTTのものですから。僕はある先輩からこう言われた。おれはね、上西君、東京都内で自動車電話を持つていてるよ、おまえは鹿児島だから言うけれども、東京から九州にどんどん電話できる、ところが新幹線の中では電話が通じないやないかと。実際、私も呼び出されるのに一時間かかった、秘書から新幹線の中に緊急用件があつて。出ると、トンネルの中、聞こえないのですね。本当、不便なんだ。ところが東北、上越に行くとよくなつていてるのでね。だから、国鉄を含めて大きく、列車電話の改善についてはどうなるのかと、このこともあわせて、郵政省、直接じゃありませんが、どなたかお見えで御説明いただけるなら大変ありがたい。現状並びに改善策について御説明いただきたいと思います。

○鬼玉説明員 わかりました。

私がこうしてちょっと脱線したような質問を申し上げたのは、簡易郵便局に電話帳がきちんと交付をされる、それからできるだけ簡易郵便局に、今、圧倒的に赤電話ですから、これらを一刻も早くグリーンの電話に切りかえていただきたい、このことを基本的に持ちながら、あいつは簡易局ばかり言ふとなつてもいかぬから、たくさんの人々が利用される駅とか新幹線のこともちよつと触れたのであります。その辺は十二分に御理解いただき、基本的には郵政省が大きく一步前進をなさる、このことを心から御期待を申し上げ、質問を終わらせていただきます。

○宮崎委員長 午後一時から委員会を開くことにとどめ、この際、休憩いたします。

午後零時十四分休憩

○宮崎委員長 午後一時二分開議

○鬼玉説明員 お答えいたしました。

先生お尋ねの、国鉄の構内の方が設置が少ないのではないか、空港にはたくさんあるのにといふ話でございますが、現在国鉄それから鉄道弘済会、両方に鋭意お願いもいたしておりまして、この御協力によりまして四月中には二十五駅、百二十五台が改札口の中に設置ができるようになります。

○上西委員 お尋ねの、国鉄の構内の方が設置が少ないのではないか、空港にはたくさんあるのにといふ話でございますが、現在国鉄それから鉄道弘済会、両方に鋭意お願いもいたしておりまして、この御協力によりまして四月中には二十五駅、百二十五台が改札口の中に設置ができるようになります。

○宮崎委員長 お答えいたしました。

午後零時十四分休憩

質疑を続行いたします。中川嘉美君。

○中川(嘉)委員 小包郵便の取り扱い増を目指す対策の一環といたしましてあると小包便があるわけですが、これは全国二万三千の郵便局を利用して、例えばカタログで選んだ商品を注文して産地から直送するシステムであつて、五十八年からスタートしております。この取扱個数についてありますけれども、五十九、六十年あたりの実績はどのようになつてあるか、個数の立場からちよつと伺つてみたいと思ひます。具体的に御説明をいただければと思ひます。

○高橋(幸)政府委員 御指摘のとおり、小包郵便物の増加施策の一つといたしまして、私ども地域振興対策と兼ね合わせましてあるさと小包という施策を展開しておるところござります。

御指摘のとおり五十八年度からこの施策を開始いたしまして、五十八年度はわずか四十三万個程度の取り扱いであったわけございますが、五十九年度の実績では、倍を超えます百万個の取り扱いをさせていただきました。六十年度につきましては、当初二百五十万個を目標として取り組んだわけでございまが、今六十年度の数字は最終的にはまとまつております。しかし、十二月末現在で二百四十二万個の実績を上げております。この傾向から推察いたしますと、当初予想、つまり二百五十万個を相当上回る見込みでございまして、五十九年度に比べて六十年度二・五倍以上の実績を上げることができるのじやながろうかというふうに考えております。

○中川(嘉)委員 今の御答弁によりますと、倍からあるいは二・五倍に年々ふえてきていることはよくわかるわけですけれども、郵政省は六十一年度の郵便小包の取扱目標を、前年度比一〇%増を目指しているわけです。六十年度は民間宅配便に押されて低迷を続けていたものを、切手売さばき所の小包の引き受けなどの入れ策、こういったものを行つたわけでござりますけれども、その効果は前年度に比べてどの程度増加することができただのか、お聞かせをいただきたいと思いま

す。

○高橋(幸)政府委員 御指摘のとおり、昨年十一月から切手類売さばき所を取次店というふうな形でお願いしたわけでございますが、それ以前でございましたと、大体実験的に全国で五百軒ほど取次店を依頼しておるわけでございます。この平均を見ますと月に約七、八個ということございまして、昨年の十一月以降現在までに約四万を超えたというところでござります。非常に箇所数がふえたということで、取扱量から見ますと約半分程度でございますが、取扱店の店舗の数が五百から四万にふえたということでございまして、取扱絶対量といったしましては相当な成績を上げているというふうに理解しております。

○中川(嘉)委員 先ほど伺つたふるさと小包に関しての数字がかなり詳しく出ていたわけですが、今のいわゆる郵便小包の取扱目標に対するその御答弁の中身は余りまだ明確でないようですが、本年度の目標一〇%増というものを達成するためにどのようにことを、また方法を考えておられるのか、伺いたいと思います。

○高橋(幸)政府委員 今年度小包の増加目標といふことは、普通小包の損害賠償制度の創設をされようとしておりますけれども、この損害賠償額はどの程度になるか、また民間宅配便の方はどのくらいか、この辺をひとつ伺いたいと思います。

○高橋(幸)政府委員 今回新たに設けさせていただきたいたいと、御提案申し上げておりますが、普通小包の損害賠償金の限度額でございますが、これは今まで普通小包の損害賠償という制度、全くございませんので、私どもそういうものにかかるデータの持ち合わせ、ございません。したがいまして、よそのものから、例えばふるさと小包として使われているものの価格の分布であるとか、あるいは利用者のニーズであるとか、また簡易書留の損害賠償額、五十九年度の実績額が三千三百円というふうな数字を得ておるわけございますが、そういうものを総合的に考えながら、現状関係の向きと検討中でございますが、ほか三千円から五千円の間の限度額というものを予定しております。

○中川(嘉)委員 今の御答弁によりますと、郵便輸送システムの改善を今計画しておりますが、こうしたことによつて送達速度の向上を図つていこう。また配達通知つきのあて名ラベルの実施、これもやつておるところでございますが、これをさらに徹底して採用していただこう。集荷サービスあるのは昨年から始めましたワールドゆうパック、輸入品の小包による送達でございますが、そういうふうな施策、今まで講じてきた施策を充実していくことなど、また今回郵便法等の改正で実施しようとしております諸施策、こういうものも含めると同時に、今後私どもお客様のニーズを敏感に機敏に受けとめまして、そのニーズに対応したサービス改善というものを徹底いたさせまして、六十一年度一〇%増という目標を何とか達成したいというふうに考へておるところでございます。

○中川(嘉)委員 一〇%の増を目指として決めた以上、これはあらゆる角度から、お答えをいただきましたけれども、ひとつ努力していかれることをここで望んでおきたいと思います。

今回の改正案で普通小包郵便物の損害賠償制度の創設をされようとしておりますけれども、この損害賠償額はどの程度なるか、また民間宅配便の方はどのくらいか、この辺をひとつ伺いたいと思います。

○高橋(幸)政府委員 今回新たに設けさせていただきたいたいと、御提案申し上げておりますが、普通小包の損害賠償金の限度額でございますが、これは今まで普通小包の損害賠償という制度、全くございませんので、私どもそういうものにかかるデータの持ち合わせ、ございません。したがいまして、よそのものから、例えばふるさと小包として使われているものの価格の分布であるとか、あるいは利用者のニーズであるとか、また簡易書留の損害賠償額、五十九年度の実績額が三千三百円というふうな数字を得ておるわけございますが、そういうものを総合的に考えながら、現状関係の向きと検討中でございますが、ほか三千円から五千円の間の限度額というものを予定しております。

○高橋(幸)政府委員 今回の普通小包に對します損害賠償制度、私ども郵便事業を始めて以来、この郵便に対する損害賠償というのは、書留等以外のものについては制度としてはなかつたといふことでござります。ただ、昨今の周辺の事情から、やはり小型物品運送に関しまして損害賠償というものは時代の趨勢であろうといふふうなことから、今回の改正をお願いしたわけでございますが、そういう意味におきまして、このいわば損害賠償制度を制度として創設するということに非常に大きな意味があるのじやなかろうかというふうに、まず私ども考へておるところでございます。

○中川(嘉)委員 その中で、やはり書留制度との調整と申しますが、そういうものとの整合性等を勘案しながら、今回のこの損害賠償限度額というものを検討しているわけでございます。

○高橋(幸)政府委員 御指摘のとおり、民間の場合におきましては最高二百万までの補償をしているというふうな制度があるわけでござります。そういうものとの整合性等を勘案しながら、今回のこの損害賠償限度額というものを検討しているわけでございます。

私どもが入手いたしました情報によりますと、ヤマトそれからペリカン、いろいろな宅配業者がいるわけでござりますけれども、ほぼ最高限度額が三十万円というふうな額になつておるというふうに承知いたしております。

ますが、私どもとしては、それを超える二百万までの補償をする制度があるというふうなことも踏まえまして調整を図つたというふうなことでござりますので、御了解願いたいと思うわけでござります。

○中川(嘉)委員 書留の二百万とこれは、比較論でいきますと、何ともこれは答弁にならないんじやないかと私は思いますけれども、これはこれからスタートを切るということでもあり、どのような結果が生まれてくるのか、とにかく先ほど申し上げたように、そういった時代に合った限度額といたことだけは十二分に配慮してこれから検討を重ねていただきたい、こんなふうに思うわけです。

小包郵便物のこの損害賠償制度からいわゆる除外されるもの、これはどういうものですか。

○高橋(幸)政府委員 省令で定める小包郵便物については損害賠償の対象から除くという規定でござります。この法案を御審議いただいているわけでございますが、現在考えておりますのは、書籍小包郵便物をこの除外対象として考えたいというふうに思っております。

○中川(嘉)委員 書籍ということですが、書籍にもいろいろあるわけで、大変に高価な書籍というものも当然これは対象になつてくると思いますけれども、そういう意味で書籍を除いた理由、どこにあるのかという気がしてならない。また、例へば書籍とほかのものとを一緒にして送つた場合、その判断というものはどんなふうになるのか、この点を伺いたいと思います。

○高橋(幸)政府委員 書籍小包を損害賠償制度から除外いたしました理由といたしましては、沿革的なこともございまして、書籍小包というのはどちらかといえど通常郵便物の延長にあると申しますが、類似の郵便物であるというふうな理解からでござります。形、取り扱い、特に料金におきましては、この書籍の持つ社会文化の向上に対する役割というふうなものを考慮いたしまして全国均一、普通の小包ですと第一地帯とか第二地帯とい

うふうな地帯別に料金を定めるというやり方をとっているわけでござりますが、全国均一で割安な料金を設定するというふうなこともござります。一般的の小型物品を内容とする小包郵便物とは異なり、むしろ通常郵便物に類似するものであるというふうに理解するのが適当じゃなかろうかといたします。そこで今回考えたところでございます。しかし、御指摘のように、書籍とそのほかのものとをあわせまして一つの小包とした場合、これは書籍小包じゃないという取り扱いになりますので、この損害賠償の対象になつてくるというふうなことがあります。

先ほど限度額について御指摘いただいたわけでございますが、この制度、とりあえずこのようない形で発足させていただきました後に、私ども、この郵便小包また通常郵便物との関係あるいは郵便小包に対する損害賠償のあり方というふうなものにつきまして、郵便制度全体を今後見直していくかなければいかぬだらうというふうに考えていくわけでございます。

先ほど限度額について御指摘いただいたわけでございますが、この制度、とりえずこのようない形で発足させていただきました後に、私ども、この郵便小包また通常郵便物との関係あるいは郵便小包に対する損害賠償のあり方というふうなものにつきまして、郵便制度全体を今後見直していくかなければいかぬだらうというふうに考えていくわけでございますが、この検討の中で一つの課題として受けとめて考究してまいりたいというふうに考えていいるところでございます。

○中川(嘉)委員 書籍とそれ以外のものとが一緒になつていてるものについては書籍とみなさない。確かにおつしやるとおりだと思いますけれども、しかし、それでは書籍と何か非常に価格的に安いものを故意に選んでパックしたというような、非常に意図的にそういうことを仮におやりになる方がいるかないか、これは別ですけれども、そういうようなことも十分配慮してかかつていかないとならないんじゃないかな。書籍を外した理由について、先ほど御答弁はいただいていますけれども、そんなことも将来起こり得るのじやないかといふことは、前提として考えておかなくてはいけないと思うのです。

損害賠償の請求ということについて、次に伺いたいと思うのです。この額の決定はどのような基準で行われるのか。先ほど一般的に三千円から五千円というふうに

伺いましたけれども、事実上いろいろな品物を対象として考えた場合に、額の決定に当然基準となるものが設定されるのじやないかと思うわけであります。その支払いまでの手続とあわせてお答えいたいと思います。

○高橋(幸)政府委員 普通小包の損害賠償に関する手続でございますが、郵便局で申し出を受けまして、調査をつくりて手続をとる、それで額を決定してその損害額をお支払いするということに尽りますが、今この手続につきまして、省内で、損害賠償につきましては実は監察とのかかり合いもございますので、簡単に的確に損害賠償が行い得るよう、その方法を関係のところと検討しているところでございます。その中で、賠償金額というふうなものにつきましては、現在書留で損害賠償をやつているという実績もございますので、そういう点も見習いながら、内容

で、賠償金額というふうなものにつきましては、現在書留で損害賠償をやつしているという実績もございますので、そういう点も見習いながら、内容の価格、破損の程度等から実損額を認定する方法を検討しているところでございます。

○中川(嘉)委員 支払いまでの手続ということで伺います。この点、どうですか。

○高橋(幸)政府委員 忘失の場合には、物がございませんので、受取人からその差出人と話をしていただきまして、あくまでも受取人じやなしに差出人から損害賠償を請求していただくということになりますので、差出人が事實を告げて、郵便局へ来て申請していただく、それに基づきまして私どもが調査をいたしまして、これは明らかに忘失であるというような場合におきまして、申請者の申告に基づきまして損害額を認定していく。また、棄損の場合ですと現物がござりますので、その現物を見ながら内容等につきまして検討して、実損額を決めていくというふうにならうかと思ひます。

いずれにいたしましても、差出人から郵便局へ領を拒否して、差出人の方へ持ち戻つて差出人から手数料をいただく場合には、料金未納、不足と同じ取り扱いということで、一通につき三十円を

いたすけれども、差出人が申請して行ういわゆる着払い郵便物を差し出す際、当該郵便局の受取人の着払いの承諾の確認などのような方法がどうなっているのか、お聞きしておきたいと思います。

○高橋(幸)政府委員 今回、料金受取人払いでの利用が強く要望されておりますので、そのよ

なお、手数料不要のケースといたしましてたまに検討しておりますのは、超特急郵便、東京と大阪だけで実施している制度でございますが、これにつきましては私ども、諸般の事情を勘案いたしまして、手数料をちょうどだいしなくてもやつていただける、料金の設定そのものが特殊料金として非常に高い額を設定しているということをございます。そして、その特殊取り扱いの料金の中に含めて取り扱いができるというふうに考へているところでございます。

○中川(嘉)委員 それでは、いわゆる電子郵便について伺います。

この電子郵便は、これまで列車とかトラックなどで運んでいた郵便局間の電子伝送ということを行なうわけですね。スピード化されたという意味で利用件数も非常にふえてきているようですが、料金がやや割高であるという声が多いわけです。A4判で一枚が五百円ということですけれども、これは今急速に伸びているファクシミリから見た声だと思います。電子郵便は配達される料金が含まれているからこのようになつてあるのじゃないか、こんなふうに理解していますけれども、ただNTTがやつてある公衆ファクスと比べて高いという印象があるわけですね。公衆ファクスの場合には受取人が電話局へ出向かなければならぬという違いはありますけれども、双方ともに急ぎの文書を送るというのが目的であるだけに、利用者にとっては局に出向いても遠い方を選ぶのでないだろか。こうすれば配達料金は要らないことになる。現行の電子郵便よりは少しでも料金を安くすることができるわけで、今後こういったことも当然検討すべきじゃないかと思いますが、この点はいかがですか。

○高橋(幸)政府委員 御指摘のように、公衆ファクスの料金を見てみると、いわば局どめというのを一番高いのじやないかと思うのでございます

が、この取扱料金といいますか、基本料金みたいな取扱料が三百四十円で、あとは通信料といふような設定になつております。私どもが提供しております電子郵便のサービスは、特殊な封筒であるとか特殊な用紙を使うというふうなことをございまして、一通につき五百円という料金を今定めていますが、この料金は、御承知のとおり、電子郵便というものを実験的にやってみようというふうな時代におけるいろいろな計数と申しますか、算出方法によつて計算したものでございます。

○中川(嘉)委員

それで、現在私ども、買い上げということじやなしに借り上げ、レンタル方式でやつておりますが、最近の技術の発展の成果でございましょう、非常に料金が安くなつてきている。また、取扱通数も飛躍的な伸びを見ているというふうなことの中、この料金につきましては、利用動向等を見きわめながら今後

の研究課題としたいというふうに考へております。

○佐藤國務大臣 一二万三千の郵便局がずっと点在

しておるのですが、私なんかは、将来、郵便局が情報サロンといったような、そういう名前に変わりでございますが、この料金は、御承知のとおり、電子郵便といふものを実験的にやってみようといふ時代におけるいろいろな計数と申しますか、算出方法によつて計算したものでございます。

○佐藤國務大臣 一二万三千の郵便局がずっと点在しておるのですが、私なんかは、将来、郵便局が情報サロンといったような、そういう名前に変わりでございますが、この料金は、御承知のとおり、電子郵便といふものを実験的にやってみようといふ時代におけるいろいろな計数と申しますか、算出方法によつて計算したものでございます。

○中川(嘉)委員 情報サロンという非常にユニークな名前が今飛び出しましたけれども、確かに、いい意味でそういうものになつていくことを國民はやはり希望していると思ひますので、今後ともそういう意味での検討を積極的に進めていた

○中川(嘉)委員 このようなことを私が提案するには、今後電気通信技術が発達して、高度情報化社会を迎えるにあつては、私ども、積極的に

てどのように考へておられるか。大臣がきょうはいらつしやるので、大臣の意見もここで聞いておきたいと思います。

○佐藤國務大臣 一二万三千の郵便局がずっと点在しておるのですが、私なんかは、将来、郵便局が情報サロンといったような、そういう名前に変わりでございますが、この料金は、御承知のとおり、電子郵便といふものを実験的にやってみようといふ時代におけるいろいろな計数と申しますか、算出方法によつて計算したものでございます。

○佐藤國務大臣 一二万三千の郵便局がずっと点在しておるのですが、私なんかは、将来、郵便局が情報サロンといったような、そういう名前に変わりでございますが、この料金は、御承知のとおり、電子郵便といふものを実験的にやってみようといふ時代におけるいろいろな計数と申しますか、算出方法によつて計算したものでございます。

○中川(嘉)委員 次に、切手売さばき所といわゆるボストとの関係であります。利用者にとっては、売さばき所のそばにボストがあることが当然

てて設置されている。真つ正面にあるわけでもないでしよう、若干斜めかもしませんが、道路を隔てて設置されているケースが事実ある、東京でいえば文京区の湯島と台東区の境目のところなんですが、利用者の声としては、切手を買ったところに投函できればいいわけですけれども、道路をうつと渡つていかなければならぬ。交通量が非常に多くて、信号もちょっと離れてるというところになると、やはり利用者は、現実には道路を横断してポストに投函しているケースが多いわけなんで、これは、歩行者としてきちっと守るべきことは守らなければいけないと思いますが、実際それが現実に行われているとなると、非常に危険であることがあります。利用者の声を実現したいということで郵便局にお願いしたそうですが、それでも、そこはポストと切手売さばき所とが集配局が違うために、実現されていない。こういうのが実態であるわけで、こういう実態を利用者の立場からいうならば、頭がかたいんじゃないか、お役所仕事だというふうな指摘もあるわけです。

こういったことについて、どういうふうに考えておられるか。利用者へのサービスの向上といふものを盛んに心がけておられる点は十分理解しておられます。しかし、この点はいかがでしょうか。○高橋(幸)政府委員 実にお恥ずかしいことでございます。私、このお話を聞きまして、瞬間、自分の耳を疑つたわけでござりますが、従来からボストンの位置というのは、切手の売さばき所からほぼ五十メートル以内。これは常識的に見ますと、道路を隔てた向こう側五十メートル以内じゃなしに、店からまさに横に歩ける範囲で五十メートル以内というふうに私どもは理解しているわけでございます。この場合、どういうふうな事情があつたのか、私どもすぐ調査いたしまして、何らかの具体的な措置を講ずるべく、解決方法について早急に検討したいというふうに考えております。

○中川(嘉)委員 ぜひひとつ具体的に御調査をいたければあります。

すべての賞品がいわゆる有効に生かされるということについてどのように考えられるか。むしろそれは有効に生かすべきであるというふうに思うわ

けなんです。そのまま焼却しちゃつたってそのままの状態で終わってしまうわけですから、その点についてのお考えを伺つておきたいと思います。

この点を伺つておきたいと思います。

○高橋(幸)政府委員 お年玉の賞品につきましては、私ども、むだなものは買入れないという考え方で、一等あるいは二等という高額の賞品につきましては必要な数だけ買取るというやり方をやらないだろうか。百メートルどころの騒ぎじやないということになるわけですから、これらの数を実際につかんでいるかどうか、伺いたいと思います。

○高橋(幸)政府委員 明確に報告を求めて数字を把握いたしておりませんが、私ども推計で計算いたしますと、全国で約百万通に及ぶのではなかろうかというふうに把握いたしております。

○中川(嘉)委員 そうすると二百何十メートルになるわけですから、これらの処理はどういうふうにしておられるか。

○高橋(幸)政府委員 最後に、できたら大臣にお答えをいただきたいと思いますが、簡易郵便局をやつておられる方のお話を聞くと、大変な中で我が國の郵便事業を支えておられるということがよくわかるわけです。そこで、毎年取扱手数料が少額な役割というものはまだ相当数あるやうに聞いておりますが、そういうところには積極的な設置を考えてしまりたいというふうに思つております。

○中川(嘉)委員 そこで、迷子年賀状の中にはお年玉はがきも当然含まれているわけなんで、いわゆる賞品がだれの手元にも渡らないで終わることになつてしまつ。一等とか二等は必ずしも含まれているということは一概には言えないでしようけれども、もし当たつているものがあれば、賞品を例えどこか施設に寄附するようなことも考えてはどうか、こんなふうに思うわけすれども、物価

年金保険とかあるいは交通反則金を取り扱うことになったわけですが、今後さらにこのような取り扱いを広げることを考えておられるのかどうか、この点を伺つておきたいと思います。

○高橋(幸)政府委員 私ども簡易郵便局の窓口としての機能の評価というもの、その役割というものを高く評価しております。今後とも、郵政事業というもののにおける窓口機関のあり方という観点から考えますと、簡易郵便局の持つ役割というものはまた相当に評価できるだらうと聞いております。そういう意味においても、郵政事業といふものが、その後、必要な場所はまだ相当数あるやうに聞いておりますが、そういうところには積極的な設置を考えてしまりたいというふうに思つております。

○中川(嘉)委員 そこで、迷子年賀状の中にはお年玉はがきも当然含まれているわけなんで、いわゆる賞品がだれの手元にも渡らないで終わることになつてしまつ。一等とか二等は必ずしも含まれているということは一概には言えないでしようけれども、そこに来られるお客さんに、二枚のシートになつておるわけですが、あそこに記念スタンプを押しまして、それで周知品として差し上げるというふうな活用をさせていただくということです。私どもそういう意味におきましては、お年玉の賞品につきましてはすべて有効に活用させていただいておるということが申し上げられるのをややかろうかと思つておる次第でございます。

○中川(嘉)委員 もう時間が二、三分しかないと思いますが、最後に一つだけ聞いて終わりたいと思いますが、他のいろいろな動向を勘案しまして適正なも

のになるように努力していただきたい、こういうふうに思つております。

○中川(嘉)委員 終わります。

○宮崎委員長

田中慶秋君。

○田中(慶)委員 私は、郵便法等の一部を改正する法案について、特に普通小包郵便物の損害賠償制度について質問させていただきたいと思います。

○田中(慶)委員 私は、昨年もこれらの問題につ

ます大臣にお伺いしますけれども、郵便小包は

五十九年度で一億四千万個余りとされておりま

す。民間の扱いであります宅配等は全国で三億八

千万個。こういう形で民間との差が大分あるわけ

でありますけれども、中でも宅配のクロネコヤマ

トが一億五千三百三十二万個と言われております。

て、民間の一宅配より下回っているのが今の郵便

小包であります。郵政省は一ヶ月当たり十五万個

から二十万個程度取扱個数を増す努力をされてい

るようでありますけれども、その辺に対する推移

はどうなつてゐるのか、お伺いをしたいと思いま

す。

○高橋(幸)政府委員 計数的な点につきまして、私は方から答弁させていただきたいと思います。

御指摘のとおり、郵便小包は五十五年度以降減

少傾向にございまして、五十九年度におきましては一億四千万、一方、宅配業におきましてはヤマ

ト社でも一億五千万というふうなことで、一社

にも及ばなかつたという実態でござりますが、私

ども、各般にわたるサービス改善その他関係職員

の積極的な営業活動の実施などによりまして、事

業の拡大に努めてまいつたわけでございます。

結果、五十九年度につきましては、郵便小包に

ついて申し上げますと五年ぶりに前年度に比べて

マイナスからプラスに転じまして、6%の増とい

います。

六十年度の引受物数、まだ六十年度が経過して間もございませんので、実数についてはただいま取りまとめ中でございますが、六十年十二月あるいは六十一年二月までの一つの傾向線というふう

なものをたどつてみますと、物数においては前年度の同じ時期に比べて7・6%というふうな形で着実に増加をしているという現状でございます。

○田中(慶)委員 私は、昨年もこれらの問題につ

いて質問させていたいたわけあります。例え

ば全国で切手、はがきの販売店が約十一万三千

店、その中でも小荷物の取り扱いを六十年度中に

五万店にふやしたい、そしてさらに本年は十万店

にふやしたい、こういう御答弁をいたいたわけ

であります。なぜ私がこんなことを申し上げるか

といふ、切手やはがきを売つてゐる売さばき所

といふますか取扱店のところに、それぞれ民間の

宅急便の取り扱いの看板がかかつてゐる、こうい

う実態を御指摘申し上げながら、今申し上げたよ

うな形の中でその努力を促したわけでありますけ

れども、その後の経過、私は、少なくとも今述べ

られたような伸び率であつては、私に対する答

弁、すなわち五万店から十万店にしたいといふそ

れは単なる委員会での答弁にしかすぎないんでは

ないか、こういうふうに思います。これは大臣か

らの答弁をいたいたわけですから、まず

その辺を明確にしておいていただきたいと思いま

す。

○高橋(幸)政府委員 宅急便の取り扱いをされて

いるところに他の宅配の問題があつて、私は指摘

をされて初めてみこしを上げたような状態なん

です。そういう点を含めて、今四万四千店というこ

とですから、まああの数字はいつてゐると思ひ

ますけれども、いざれにしても伸び率からすると

そう大したことではない。6%、7%の伸び率と

いうことを考えてみると、圧倒的に民間に押さ

れてゐるわけでありますから、そういう点では、

民間と比較しながら、やはり何かの問題点がある

だろう、今度の損害賠償制度の問題もその一つで

あろうと私は思います。

そこでお伺いしたいのは、取り扱う数の増加、

取次店の拡大などで、小包郵便の棄損や喪失等々

の発生も相当ふえてゐると思います。そういう点

で、その状況あるいはまたそれらに対する処理等

がどのようになつておられるのか、どのくらいの

件数が出て、どのような解決をされてゐるのか、

お伺いをしたいと思います。

○永野説明員 お答え申し上げます。

小包につきまして、棄損、亡失等の苦情申告等

に基づきます状況を申し上げたいと存じます。昭

和五十九年度における普通小包の不着等の申告で

ございますが、私どもこれを二〇一申告といふ

うに申しておりますが、これの状況、あるいは解

ておりますので、明確にお答えできないのは申しけございませんが、この五万カ所というのほほ達成できるのではなかろうかという見込みを持つております。

御指摘のように、小包の増加ということにつきましては、考えられるいろいろな手段と申しますが、施策を組み合せ講ずることによつて、目標の六十一年度一億六千五百萬個、一〇%増しといふことを考えておるわけでございますが、そういうものの達成に私ども努力してまいりたいと考えておるところでございます。

○田中(慶)委員 実はこの問題も、はつきり申し上げて、当初、切手、はがきの取り扱いをされてゐるところに他の宅配の問題があつて、私は指摘をされて初めてみこしを上げたような状態なんです。そういう点を含めて、今四万四千店ということがあります。そこから、まああの数字はいつてゐると思ひますけれども、いざれにしても伸び率からすると

そう大したことではない。6%、7%の伸び率と

いうことを考えてみると、圧倒的に民間に押さ

れてゐるわけでありますから、そういう点では、

民間と比較しながら、やはり何かの問題点がある

だろう、今度の損害賠償制度の問題もその一つで

あろうと私は思います。

○田中(慶)委員 今五千件ということですから、

大体六〇%ぐらいでしようかね。こういう形になつてゐると思いますが、やはりこういうところに

郵便小包の伸び悩みといいますか、あるのだろう

と思うのです。少なくとも、それぞれの損害があ

つて、その六割程度しか解決を得られないとい

うところに大きな問題が出ているのだろうと思

います。そういう点では、今回の法案はそれをカ

バーする意味では了とされておりますけれども、

幾ら立派な法律をつくったところで、サービス精

神がなければその解決にはならぬと思います。そ

ういう点で、郵政として、この問題について、こ

れからもより一層真剣に取り扱つていただきたい

ということを私は要望しておきたいと思います。

例えば、運輸省は宅配に対しても標準宅配便約款

を制定されております。そういう中で、損害賠償

責任を明確にし、かつ、地方運輸局等を含めなが

ら苦情処理体制の充実を図れるよう通達を出し

て、その指導をされてゐるわけであります。これ

について、運輸省がきょうお見えになつておりますから、その実態を参考のために明確にしてお

くことがよりベターであると思ひますし、私たち

もよくその辺を承知しておきたいと思いますの

で、運輸省のお考え方をお聞きしたいと思いま

す。

をしたものが四千五百十二件ということでおざいます。それから、内容品が亡失をしておるという申告が六百五十六件、そのうち解決の件数が四百九件ということでおざいます。そのほか若干の誤配達等の申告がございますが、これが八十七件、

解決済みが七十九件ということでおざいます。総件数を合計いたしますと、五十九年度普通小包につきまして八千五百七件の一〇一の申告がございまして、解決したのが五千件、こういう数字になつております。

〔委員長退席、畠委員長代理着席〕

○田中(慶)委員 今五千件ということですから、

大体六〇%ぐらいでしようかね。こういう形になつてゐると思いますが、やはりこういうところに

郵便小包の伸び悩みといいますか、あるのだろう

と思うのです。少なくとも、それぞれの損害があ

つて、その六割程度しか解決を得られないとい

うところに大きな問題が出ているのだろうと思

います。そういう点では、今回の法案はそれをカ

バーする意味では了とされておりますけれども、

幾ら立派な法律をつくったところで、サービス精

神がなければその解決にはならぬと思います。そ

ういう点で、郵政として、この問題について、こ

れからもより一層真剣に取り扱つていただきたい

ということを私は要望しておきたいと思います。

例えば、運輸省は宅配に対しても標準宅配便約款

を制定されております。そういう中で、損害賠償

責任を明確にし、かつ、地方運輸局等を含めなが

ら苦情処理体制の充実を図れるよう通達を出し

て、その指導をされてゐるわけであります。これ

について、運輸省がきょうお見えになつておりますから、その実態を参考のために明確にしてお

くことがよりベターであると思ひますし、私たち

もよくその辺を承知しておきたいと思ひますの

で、運輸省のお考え方をお聞きしたいと思いま

す。

○小幡説明員 お答えいたします。

先生御指摘のように、我々の扱います民間の宅

配便は非常な伸展を見たわけでございますが、そ

の輸送の適正化、なかんずく利用者の保護という観点から、昨年九月に標準宅配便約款を制定、告示したわけでございます。また、これとあわせまして、利用者がより一層安心して宅配便を利用できるようになっていこうとして、各事業者に対しまして、苦情処理体制の整備を中心とする利用者利便向上のための対策の充実を指導したわけでございます。これらの一連の措置によりまして、実は宅配便に関しては相当程度のサービスレベルの向上が図られ、また契約内容、サービスの提供の内容あるいは責任関係というようなものがより一層明確になつたということもございまして、宅配便をめぐるトラブル、苦情が大幅に減少していく状況にござります。

そういうことで、昨年九月の措置でございましたけれども、毎年本省みずから全国の事業者監査を実施しているわけでございますが、六十一年度につきましては、宅配便約款の適正化ということを重点項目として取り上げることにしておりまして、その監査を通じましてさらに徹底を図りました、このように考えておる次第でございます。

○田中(慶)委員　ここに官民のそれぞれの差というのが明確になつていいと思うのです。私たちは少なくとも郵政事業というものをより守るために審議をしているわけでありますから、そういう点を徹底して、この辺を参考にしてやつていただきたいと存じます。

そこで、実は今回のこれらの問題、棄損が出た場合において、例えばどのような理由によって、小包郵便物の棄損した場合その損害の賠償を手続的にするかというと、まだ明確になつておらない、こういう問題もございます。あるいはまた運輸省では指導の中、標準宅配便約款では滅失や棄損、さらに遅延まで決めているわけであります。今回の法案については、この遅延という問題については全然検討されてないわけであります。私たちは少なくとも、この民間との格差の問題について、先ほど御指摘を申し上げたように十一万余で、わたくる取次店を拡大しようというときに、それだ

けのハンディキャップを負つたのは、郵便小包として取り扱いできぬ、と思ひます。例えば一つの販売店で今まで宅配のものも扱つておりました、そして郵政の指導で、同じところで両方扱うようになつた場合、それぞれの責任の分野や損害補償の問題やいろいろなことを考えたときに、人間の心理として、自分の責任の軽い方を御推薦するのではないかと思ひます。そんなことを考えたときに、きめ細かい遅延といふことで民間の宅配は入つております。こういう問題について、郵政大臣から御答弁をいただきたいと思ひます。

○佐藤国務大臣 私が経験した一つで、昭和四年当時、国鉄の小包——我々は青年時代からほとんど小包で、田舎のおふくろあたりからいろいろなものを持ってもらつておつた、それが、預けた小包が相手にいつ着くのかわからぬ。それが、四十年からずっと小包が国鉄離れをした一番の原因になつたということを私は記憶いたしております。そういうことを見て、今先生の御質問の棄損、亡失、これもまたクロネコヤマトが持つてくるより郵便局の方が多いから、これは郵便局離れるのではないか。

それからさらに遅延という問題について、預けた小包があすの午後二時ごろには着きますとか二日後には着きますとか、そういうのが明確にされ初めで、郵便局の方に行つて小包を預けるといふことになるのであって、今御指摘の点が入つてないということについては検討を加えなければならぬな、私はこう思います。その点は御指摘があつたことをございますので、十分配慮していくたい、こううぐあいに思つております。

○田中(慶)委員 大臣から、検討を加えるといふことでありますから、これ以上は避けますけれども、せつかつくことですから、今回この問題を含めて、別途でも結構ですから、やはりこういうことは入れておく必要がある、こんなふうに私は提言を申し上げておきたいと思ひます。

また、運輸省との比較ばかりしていて申しわけないのですけれども、運輸省は今度の利用者利便

向上対策の一環として、新約款の周知徹底のためにそれぞれ監査までしておるわけですね。ところが、取次店に対してもどのようなPRをされたり、あるいは郵政としてこの周知徹底というものをどうのようにされるのか。ただこういう形になりましたよ、これでは私は周知徹底はされないと思います。ましてや先ほど申し上げたように、昭和六十一年度で四万四千軒ふえたのでしょうか。そしてこれは十万に持つていいこうとするわけですから、それが窓口が広がれば広がるほど周知徹底といふものは大変心配をされますので、この辺について明確に御答弁をいただきたいと思います。

○高橋(幸)政府委員 御指摘のとおり、この新規施策の内容の周知徹底を図ることは極めて大切な問題であるというふうに私も考えております。例えば今回のこの普通小包の損害賠償の周知につきましては、私ども二つの点から考えていきたいたい。

まず部内の問題でございます。職員等につきまして、またこれは児さばき所、簡易郵便局も含めてでござりますが、訓練、各種会議、いろいろあるわけでございます。そういう機会をつかまえることは当然でございますが、そのほかにも私ども考えられるあらゆる手段を使いまして、少なくともお客様に正しく職員あるいは関係者が説明できるような体制をつくりたいという点が第一点でございます。

第二点は外部への周知でございますが、御承知のような新聞広告、ポスターあるいはチラシ等マスコミを利用するほか、市町村にもお願いをいたしまして、市町村公報紙の活用などあらゆるPR媒体を利用してその周知の徹底を図ると同時に、郵便関係職員全国に十四万人ございます。この職員を通じてのPRというのが大切ではなかろうかというふうなことを考えております。

以上申し上げました部内、部外相通じまして最善の努力をしたいというふうに考えております。

○田中(慶)委員 ゼひ徹底をしていただきたいものと思います。

私はなぜ申し上げるかというと、損害の有無と  
いうのは受取人によつて行われるわけでありま  
す。約款は発送人という形では異なつてくるわけ  
でありますから、そういう点で棄損なり亡失の因  
果関係の証明というものは、認定はなかなか困難  
だと思います。そういう点では、この辺はよりき  
めの細かいことをやつておかなければいけないわ  
けであります。

例えばこの賠償制度の問題で考えてみると、  
保険制度といふものは、今郵便保険の問題もあり  
ます。この支払い側と受け取り側との考え方方が相  
違をするわけであります。これは大変難しいわけ  
でありますけれども、郵便保険で外務員の人たち  
が、皆さんからそれぞれ与えられた形の中で、自  
分たちのノルマを大きく拡大するために一生懸命  
やつてくれます。そういう点で、この加入時期と  
いうものはそれぞれ一生懸命やりますから、片方  
は掛けさせたいという形で一生懸命PR、お客様  
をとるためのPRです。しかし、この約款なり契  
約書というものが、相手側に十分に説明されてお  
りません。そういう点では、長い間郵便保険を掛け  
て、現実にそれじや病気になつてそれを請求す  
るようになりますと大変厳しい。その一番最初、  
外務員の皆さんのがPRされたよりも何よりも全然  
厳しい。

極端なことを言えば、今、例のまがい商法の規  
制の法案が検討されております。まさしくこの郵  
便の保険等については、それに匹敵するような問  
題が幾つか出てきていることを私は経験している  
わけであります。そんな場合でも、恐らく今のよ  
うな形の中で、この約款がどうであるとかあるい  
はまた契約書がどうであるとか、私たちが保険に  
入るときに、あの証書を十分見て掛金を決めて幾  
ら幾ら、こんなことをやる人は恐らくだれもいな  
いと思います。そういう点で、こういうきめの細  
かいものとというのは、特に郵政の場合、足りない  
ような気が私はするわけであります。

この問題について、今的小包法案とは多少は運  
いますけれども、いずれにしても関連性のある中

で、この問題というのは利用者といいますか、そういう人たちに多大な迷惑をかけている、こういうことも事実でありますから、これらに対してもうお答えを持っているのか、まず答弁をい

○二木政府委員 お答え申し上げます

私ども、簡易保険を御利用願つておるわけでございますが、先生御指摘のように、確かに契約時に十二分に契約の内容につきまして御説明するよう指導しているところでございます。と申しますても、簡易保険法あるいは約款というの是非常に難しいわけでございますので、私どもその約款のすべてを網羅しました「ご契約のしおり」というものを差し上げまして、契約時に対する説明するようにいろいろ図つているところでございまして、それらすべてを事前にお客様に、こういう場合にどうなりますよということを説明することはほとんど不可能かと思つております。

しかし私ども、過去の経験、非常にあるわけでござりますし、職員自身も、平均しますと十二年間外員として保険の仕事をやつしていることになつてゐるわけでございます。

それから、一年で大体平均二百件の募集をとつてゐるわけでございます。そういう中で、いろいろな事例について勉強していただいておりまして、私どもも一般的な事例、それから陥りやすい事例、また過去において大きな問題となつたような事例といふものにつきましては常に指導しているところでございまして、いろいろな機会の訓練を通じ、あるいは指導書というのもございますが、そういうたるものも通じながら、契約時における説明を十二分にしまして、トラブルの発生を防止することに努めている次第でございます。

先ほども小包の問題で、棄損なりあるいはトラブルなり、それぞれの原因が約六割しか解決をさせれてない、こういう事例もございましたね。郵便、保険とは多少違うと思います。しかし、保険の場合は、それ生命に係ることなんです。だれしもが、自分が将来病気になつたり、自分が万が一のときという形で掛けているわけでしょう。ところが、現実問題としてその時点になつて、病気になり、自分はちようだいできるものだと思って長いこと掛けっていたものが、もらえなくなつた場合においては、大変大きな損失なり、あるいはまた一方においては詐欺に遭つたような考え方で、被害妄想的なこともありますけれども、現実にはそういうことがたくさん出ていると思います。そういう経験をされて、しかしこういう問題、非常に冷たい官僚の紋切り型の答弁であるわけですから、そういうことを含めて私たち、少なくともこういう問題を考えたときに、今その保険の問題というのもやはり明確にする必要があるだろう。こういうことを含めて、それぞれの事例があると思いますけれども、今の局長の答弁ではちょっと、努力してます、努めていますというだけでは納得しない、こういうふうに思うのですけれども、局長、もう一度その辻を答弁していただきたいと思います。

けでございます。郵便年金審査会というのがございまして、そこで事前にいろいろと審査をしていていただく。ここには大学の先生方、それから法務省の方というようなものが入って厳正に審査しておられます。私もがこうではないかという意見を出しましても、いやそれは間違いだ、支払うべきであるという判例もいたいたこともございますし、そういう形で救済手段もあるわけでござります。

私ども、何はともあれ事業としましては信頼が第一でございますので、お客様の信頼を得るべく最大の努力をしているということを申し上げまして、御答弁とさせていただきます。

○田中(慶)委員 私は別に厳しく物を申し上げているわけでも何でもない。実例を申し上げてありますから。

例えば今あなたは、その外務員を処分すると言つたところで、外務員はまじめに忠実に、一生懸命働いているのですよ、はつきり申し上げて。そしてそれぞれ今の契約書あるいは契約約款なりすべてマスターをされている人が、お客さん、それを読んでいただきたい、これを読んで署名してください、こんなサービスの悪いことはないと思うのです。やはりそこには、説明をしながら落ちもあるでしょう。しかし、現実問題として出ている問題で、今信頼と言いましたけれども、ある医者が、これはこういう形で何級になりますよと認定されました。医者というのは、少なくとも信頼をされて資格を持っているものであるうと思います。ところが郵政省は、自分のところの指定された医者や病院以外は認めません。しかし、そんなことは契約約款には書いてありません。そういうことを含めますと、やはり僕は、官僚的発想だな……。

ですから、先ほど申し上げたように、また戻つて小包になりますけれども、約三億八千万に対して一億四千万程度、こう言うでしよう。そしてクロネコヤマトは一億五千万一社でやられているわけです。そういう一つ一つの営業結果を見てもこ

ういうものが出てくるわけです。ですから、私たちは申し上げたのは郵便保険の一つの例でありますけれども、現実にその結果困っている人たちがいるわけです。それは中央官庁としては、そんなことはありません、審査方法もあります、いろんなことを言っている。しかし、現実にはその外務員の皆さんばかりに転勤をされている。いろいろなことを含めて、担当課長にも会っているらしい話を聞いてみる。こういうことを考えたときに、中央で指導している問題、あるいは中央の考え方と末端では全然違つてくる。今度の問題も、十万余の取次店ができたときに本当にサービスの向上ができるのかというと、この保険の例で見られるように私は大変疑問でありますので、単なる役職の仕事であるならば、もつときめの細かい形でやらなければいけない。保険だつてそれ相手の立場に立つて、もし被害が出たときに、あるいはもし障害が出たときに、これをモットーとして掛けているわけでありますから、大臣、この辺はもつとその当事者の立場に立つてやつていただきたいと思うのです。

ですから、この保険の問題、私はるる申し上げました。外務員は本当に一生懸命やつているのです。その結果によつて飛ばされる云々、私はそんなこと想定しておりません。私は、現実に掛ける人は、一つのお守りみたいな形で保険というものをされると思うのです。ところが、後になつて厳重に二重、三重、四重のチェックでなかなかちょうどいいできないということであつては、この簡易保険というものも恐らく民間に格差がついているんだと思います。大臣、この辺はどのように考えられるのか、考え方だけ聞かせていただきたいと思います。

**○佐藤国務大臣** そこら辺が一番、アフターケアというのですが、きめの細かいそういうところができるがきぬかが、民間と官営との差になると私は思うのです。この簡保の問題でも、入るときどんと積極的に来るけれども、五年も十年も掛けていくわけですから、その間に勧説した司員

はかわります。そうすると、入った人はそれを唯一の頼りにやつていくのだから、その間に限度額の変更とかそういうものが起つてきている。しかし、なかなかPRが効かないということで、そういうようなアフターケアの面でこれはきめ細かくやらなければいかぬなということで、先般来より局長を中心にして、そういうアフターケアのきめ細かいやり方をやつていて、官営として民間と競争ができるんだよ、こういう話をしながら指導しておりますので、きょうの御意見は十分拝聴しまして努力していきたい、こう思つております。

○田中(慶)委員 そこでお伺いしたいのは、今回小包の問題で書籍を外しておられます。それで、この前いろいろと調査をさせていただきますと、書籍は郵便小包として扱っている量が非常に多いんだというお話を多聞きました。私は、多ければ多い小包の問題で書籍を外しておられます。これをまた外しておけば、恐らくクロネコヤマトがこの書籍をくわえていつちやいますよ。そういう点で、この辺も今の時点からちゃんと今回の棄損といふ形の中に入れておく必要があるであると私は思いますけれども、いかがでしよう。

○高橋(幸)政府委員 小包郵便物で、今回の損害賠償制度から現在書籍小包につきまして除外した

いと考へておるところでございますが、これにつきましては、この書籍小包というものを設けた趣旨、つまり昭和四十一年にこの制度をつくつたわ

が、大体全国の風景でございます。そこで今度は、売さばき所という、売つてやるよなんという言い

方のものを、せめて販売所にしたいというだけ前进したなと思つておるのですが、それだけでは先生の言うとおり、いま少しイメージエンジしない

う名前になつたら、看板一つとしてもイメージチ

エンジを図るよな何かシンボルマークを考えま

せんけれども、前進するよなイメージエンジ

の一つのシンボルマーク等考へてこようというこ

とを申し合わせておりますので、しばらく時間を

いただきたいということによろしくお願ひ申し上げます。

そこで、時間の関係もありますので、切手、印紙売さばき所の問題でありますけれども、この名

称変更ということで、今回売さばき所が販売所に

なる。こういう点でいかにもなじまない問題とし

て、これからまた売りさばき所なり販売所なり、

こういう形で複数の問題が出てきているわけであ

りますし、どうせ名称を変更するならば、もつと現用文語として合うような形にした方がいい。法

的な根柢もあるかもわかりませんけれども、売りさばき所なんて、何かいかにも昔的な発想。こう

いう点はもつと改革をされた方がいいと思います

が、これらについてどう思いますか。この辺は大臣の答弁をいただきたい。

○佐藤(祐)委員 売さばき所とあるところにクロ

ネコヤマトの旗がぱらぱら立つておるというの

が、大体全国の風景でございます。そこで今度は、売さばき所という、売つてやるよなんという言い方のものがあるのか、その辺だけを聞かせていただいて、私の質問を終わりたいと思います。

○高橋(幸)政府委員 ニュータウン計画など新しく都市の造成等につきまして、私ども、その計画便制度全体の中でひとつ検討させていただきたいと考えておるところでございます。

○田中(慶)委員 やはり発想を全然変えた方がいいと思うのですね。大臣はさつき国鉄の問題を事例として取り上げられたでしょう。昔は小包といふものは、今言つたように郵便局とか国鉄だけだったのですよ。ところが、今は民間がこれだけ宅配という形で、ドア・ツー・ドアという時代になつてきているわけでしよう。そういうときに、書籍の問題も当然包含して考える必要があるだろう。今やつておかなければ、それは必ず次の盲点として、民間がそれをちゃんといろいろな形で、きめ細かい形の中で取り上げてこようと思います。ですからそういう点で、今の時点での解決が一番ベターである、私はこんなふうに申し上げます。

そこで、時間の関係もありますので、切手、印紙

売さばき所の問題でありますけれども、この名

称変更ということで、今回売さばき所が販売所に

なる。こういう点でいかにもなじまない問題とし

て、これからまた売りさばき所なり販売所なり、

こういう形で複数の問題が出てきているわけであ

りますし、どうせ名称を変更するならば、もつと現用文語として合うような形にした方がいい。法

的な根柢もあるかもわかりませんけれども、売り

さばき所なんて、何かいかにも昔的な発想。こう

いう点はもつと改革をされた方がいいと思います

が、これらについてどう思いますか。この辺は大臣の答弁をいただきたい。

○佐藤(祐)委員 今回の改正案は、全体としま

し一年度、それぞれの町ができたり都市計画のいろ

いなかで、人口分布によってできるのだと

要だと認識しております。そういう点で、特定郵

便局なり簡易郵便局の設置状況、というの

の中でも、郵便というか郵政業務というのは大変重

要だと認識しております。そういう点で、特定郵

便局なり簡易郵便局の設置状況、というの

ね、奈良の高級紳士靴。それから、静岡のお茶で  
は一万円というのもありますし、一万円以上も相  
当あるのですね、長崎ブルーだとか。  
ですから、三千円から五千円というようなこと  
ではなくて、すかつと一万円ぐらいとかいうよ  
うに思い切ってやる。ふるさと小包というのは、郵  
政省は大いに力を入れておるわけでしよう。だか  
ら、郵政省が例示しているようなものについて  
は、すべて損害賠償されるというぐらいのことを  
やった方がふえるのじやないかと思うのですね。  
まず、その点はどうです。

なくて考えてもらいたいという趣旨です。やはり第一は、そういうお考えの中には、これまでの統計上から見て、この程度棄損があるというようなことから予算の組み立てなんかもあるのだろうと思うのですが、そういう棄損などを減らしていくということも一つ大きなことだと思うのですね、それが一つは信用の尺度になるわけですから。そういうことをやっていけば、予算措置も実際にそんなんに要らないようになっていくということもあらうかと 思います。

○高橋(幸)政府委員 今回の制度につきましては、私ども、従来郵便制度になかつた制度を取り入れていただくことに非常に大きな意味があるといふことを前にちょっと触れたわけでござりますが、今回の御審議をいただいている法律の中でも、郵政省令で定める限度額ということで政府にお任せいただきたい。と申しますのは、とりあえおしましても、私ども、これに満足しているといふものではございません。

また、あると小包等につきましては、これは実は変わつた別のシステムをとつております。例えばワールドゆうパック、同じようなシステムでやつておるわけでございますが、これは、ポスター・サービスセンターという財団法人がございまして、こちらの方で損害賠償関係をすべて賄うということ、損保との契約をいたしまして、全額補償制度をとつておるところでございます。その中で、今回のこの損害賠償制度との絡みで、そのボスター・サービスセンターが私ども郵政省にする損害賠償の求償権を持つというふうなケースもあるうかと思いますが、御指摘のよう、私どもこの制度の拡充という点につきまして各方面からの御意見もちょうだいいたしておりますので、今後の重要な研究課題ということで取り組んでまいりたいと思っております。

なくて考えてもらいたいという趣旨です。やはり第一は、そういうお考えの中には、これまでの統計上から見て、この程度棄損があるというようなことから予算の組み立てなんもあるのだろうと思うのですが、そういう棄損などを減らしていくということも一つ大きなことだと思うのですね。それが一つは信用の尺度になるわけですから。そういうことをやつていけば、予算措置も実際にはそんなに要らないようになっていくということもあります。

これもやりとりがさんざんありましたので要望だけにしておきますが、書籍小包についての苦情というのは、僕も直接何度も聞いたこともあるのですね。これは体系が違うとかいろいろ説明がありましたけど、ぜひこれについても損害賠償というのを積極的に考えていただきたい、そう思います。これはやりとりがありましたが、答弁はもう結構でございます。そういう方向でぜひ考えていただきたい。いずれにしましても、今回のような利便を図るというのは大変結構だと思うのです。

そういうことに関連してですが、これはちょっと大臣にお尋ねしてみようかな。はがきのあて名を書く方、表側ですね、そこには通信文を二分の一、半分ぐらいは書いてよろしいということですと来ていましたね。現在それはどうなっているのか。それから封書の表には通信文が書けるのはどうか。その点、どう考えておられますか。

○佐藤国務大臣 はがきの表が半分になつて、裏上に書くというとやはりあて名と非常に紛らわしい。こういうことでそういうことをやつているんだらううと思って私は下に書いているし、それから私は線から下の半分にだけ書くのですが、が絵はがきになつていて、そうすると、あて名書きを上に書いて、それで線を引いて下に通信文を書く、普通はこういうふうにありますね。

だから私は線から下の半分にだけ書くのですが、が絵はがきになつていて、そうすると、あて名書きを上に書いて、それで線を引いて下に通信文を書く、普通はこういうふうにありますね。

ない」ということで、差出人、受取人、郵便番号これがはつきり区別できるような場合には「一分一を超えてもよろしい」という規定に相なつておきます。

○佐藤(祐)委員 封書は。

○高橋(幸)政府委員 封書につきましても同様ございまます。

○佐藤(祐)委員 つまり、今の答弁は、はがきの場合、二分の一以上でも書けるんだということですね。それから、封書の場合もそれは限定はないのですか。

たのですが、どうも違うらしいのですよ。ちょうど郵務局長、正確なところを。

○高橋(幸)政府委員 郵便はがきの表面の記載項につきましては、実は郵便規則第十四条といつて規定がございまして、通信文その他の事項については、下二分の一以内の部分に記載しなければならないというものが原則でございます。ただし書がございまして、「受取人の氏名及び住所又は所並びに住所又は居所の郵便番号と明確に判別できるように記載する場合には、この限りない」ということで、差出人、受取人、郵便番号これがはつきり区別できるような場合には二分の一を超えてもよろしいという規定に相なっています。

○佐藤(祐)委員 封書は。

○高橋(幸)政府委員 封書につきましても同様ござります。

○佐藤(祐)委員 つまり、今の答弁は、はがきの場合、二分の一以上でも書けるんだということですね。それから、封書の場合もそれは限定はないのですか。

○高橋(幸)政府委員 封書の場合も同様でございまして、二分の一という制限はございません。

○佐藤(祐)委員 これは本当に私も知りませんでして、ずっと二分の一かと思い込んでいたのですよ。そうしたら、コマーシャルじやありませんけれども、知っている人は皆知っているというか、こういうはがきが現にあるのですね。これはあくまで会社の読者サービスの調査のカードです。これであって名以外が、三分の二までいきませんが、五分の三以上ありますね。こういうことを現にやっているのですよ。知っているところは知っていますて活用している。しかし、これはほとんどの人は知りませんね。僕もさうのう念のために、都内でも事業所をやっていたり、団体の活動をしている人、知り合いに聞いてみたんですよ。そうしたら、みんな二分の一と思いつんでいる。

うではないのですね。これは今局長の答弁ではなかつたのですが、たしか五十九年四月一日からそういうようによく変わつたというふうに聞いているのです。おとしの四月一日からですね。ところが、そういううぐいでのほとんど知られていないのです。これはせつかくそういう制度変更があつたのに利用者が知らぬといふのは、私は不都合だらうと思うのです。どういうふうに国民に知らせる手だてをとられたのかというのをまずお聞きしたい。

○高橋(幸)政府委員 このPRの問題につきましては、至るところでおしかりを受けているところでございます。私どもも、国営ではございましても事業でござりますので、PRにつきまして予算等もたくさん獲得してやりたいと思つてゐるわけですが、官業にPRはなぜ必要かといふような議論もございまして、予算的にも非常に苦しいわけでございます。大体まだ古いところが残つておりますと、郵便規則、御承知のとおり省令でござりますが、官業にPRはなぜ必要かといふことによって國民は知つてゐるはずであるという認識がまだござります。そういうふうなことをございまして、もちろん新聞には取り上げていただいたわけでござりますけれども、掲載が非常に小さい。また、官報に掲載することによって、知らねばならないシステムという考え方がまだ残つておるというふうな実態でございます。

私ども、このPRにつきまして、今後いろいろな制約はござりますけれども、せつかく幾ら新しい内容のものをつくりましても、周知が十分でないということは、いわば非常に死命を制するような問題でもあるという認識を持っておりまして、この点、真剣に効果のあるPR方法というものを今後とも考究してまいりたいと思つております。この問題は郵便局に表示するだけでもかなり周知

から、あるいは切手を買入に来るわけですから。そういうことをぜひやつてもらいたい。そうでなければ、せつかくいいものをつくっても、利用者に知らせなければ何にもならぬわけですから。しかも、一部知つている。これは大企業ですが、こいつはところはそういうようにつくつているわけですね。ちょっとごらんになりますか、大臣。

そういうことがありましたし、その種のことがほかにも実はあるのですね。いろいろな取扱手続だとか郵政内部の郵便局の業務に関連して、そういうものの中でも随分この間も出されておるわけです。実際に詳しくも調べてみました。それを一々申し上げませんけれども、それがまず職員に徹底されない。はがきの問題も、実は僕は郵便局の人にも聞いてみたのですよ。そうしますと、貯金の人なんか知らないのですね。どうでしたかという話で、郵便局員自身が知らないといふ状態がある。職員に十分徹底していくといふことと、その問題でぜひよく考えてもらいたいと思うのですが、とりわけ無集配の特定局の場合だと、大体全国平均で局長を含めて四人ぐらいですか、小人数でやっていますね。そういうところで矛盾が出がちなんですね。大きな局ですと、それぞれ専門に何人かいりますから、いろいろ周知もしやすいわけですが、三人ぐらいでいろいろやつているといふところですね。

実はことしの初めにもこういうことがあつたわけです。ことしの初めから、貯金の際には最初の段階で証明書が必要になりましたね。その際の教育を受けてきた人が局へ帰りまして、カード利用者の場合は、その人が窓口に来た場合でも確認しなくてよいのだという報告をしちゃつたのです。だからその局では、そういう状態が少しだけ続いたというのですよ。そういう混乱が起きたというふうな実例もあるわけです。

言いたいことは、そういういろいろな手続を内

部的に変えられるという是有るわけですね。例えば割賦販売の場合の表示を、それまでの月賦から年賦に変えるとか、いろいろな事細かなのが、この二ヵ月ぐらいで十数件も次々に出ていくわけですね。これは貯金の部門だけですけれども、それをのみ込むのが大変だということがあるので、特定局の場合は何ヵ月かで交代するわけです。けれども、郵便をやつた人が貯金をやるようになると、一回りして帰つてくる。半年ぐらいしてもとの分野に帰つてくると、その間に規則の変更がいつばいあって、覚えるのが大変だというようなことを聞くわけです。ですから、そういう漏れが起きないように、十分教育なり訓練、そういうものをやつていただきたいと思うのですが、現状を含めて、そういう点はどうなつております。

○塙谷政府委員 先生御指摘の実例、貯金の例でございましたので、私の方からお答えさせていただきます。

全般的に新しい制度あるいは業務、そういうものをして実施するに当たりましては、私ども必要に応じまして全郵便局の職員を対象にいたしまして、業務研究会といいますか、その仕事の内容、手順などを理解してもらうための研究会を実施しているところをございます。

それから、通達等による指導に当たりましても、できるだけまとめて行うように心がけているつもりではございます。先般おつしやいますように、いろいろな制度の改善に当たつて莫大な基本通達がどさつと出ますと、これを一遍に消化するというのは困難でございますので、できるだけ簡潔にした基本通達と、それを補う通達といいますか、わかりやすくみ碎いたもの、こういうのを分けた指導を行うということもあり得るわけでございます。

てやつたということで、所得税法は御存じのとおり非常に難解な法律だ。その政令の一部改正を受けてやつたということことで、大変複雑だ。これについてやつたということで、大変複雑だ。これについては十分心がけて、できるだけ段階的に、改正した取扱手続の指導をしていくこうということです。一月一日の前の六十年暮れあたりから、いろいろ事前準備の指導でありますとかいうことをやつたわけでございますが、現場で多少そういうことについて消化不良を起こしたという実例も聞いておりますので、御指摘の点を踏まえて、今後ともそういう点十分心がけてまいりたいと考えております。

○佐藤(祐)委員 特定局の問題をお聞きしましたので、関連してお聞きしておきたいことがあるのですが、郵政省は、昼休み時間の窓口を開ける問題、窓口を三十分、貯金と保険についてもあけていく方針だというふうにお伺いしております。これは利用者から見れば便利になるということなんですが、同時に、少ない局員の局ですから、その人たちの休息時間とかもきちんと確保しなければならぬわけですね。そういう点も十分考慮した上で進めなければならぬと思いますが、どういう段取りで進めようとしておられるのか。

○塙谷政府委員 今お話しの無集配特定局の貯金、保険の仕事をやっておる方は、昼休みについて、今度私ども窓口取扱時間を改めよう。これにつきましては、利用者の方々からも要望があつたということで、私ども予定しておりますのは、こどしの八月からやつていこう。実は八月から、土曜日閉店日といいますか、土曜日に窓口を開けない日が、今までの月一回第二土曜日に第三土曜日をつけ加えて月二回ということで拡大するわけでございますが、これもいろいろ実情の訴えを聞いております。

二お伺いしておきたいと思いませんが、書留というのは大事なものを送るわけですね。ところが、書留の場合は本人がいなければ持つて帰つてくるわけです。大事なものですからそういうことがあります。その場合、不在配達通知書といいますから、それから、サービス改善に関する問題で一、二お伺いしておきたいと思いませんが、書留といふのは大事なものを送るわけですね。ところが、書留の場合は本人がいなければ持つて帰つてくるわけです。大事なものですからそういうことがあります。その場合、不在配達通知書といいますから、それから、サービス改善に関する問題で一、二、三と数えて、五つ数えるまでに出でこなければ、すぐに不在配達通知書という、こりましては、職員の方々が交代で休憩をとつたういうものをほうり込んで次へ行つちゃうことになりますが、これにあわせて利用者の御理解を得るためにサービス改善も同時にやりたいというのを押して一、二、三と数えて、五つ数えるまでに出でこなければ、それは多くなつてゐるわけですね。

そういうことから、これは東京都内のある局の実情なんですが、書留の場合も、行つてブザーをなつてゐるというのです。私のところにも直接あつたのは、ちょうどそのときに子供のおむつをか

えていた。ブーブーと鳴った。すぐには行けなかつたが、あわてて出でいつたら、もういなかつた。そうなりますと、今度は郵便局までとりに行くか、何日に配達してほしい、こういうものを出すとか、電話をするとかいうことになるわけです。郵政省は、五九・二の趣旨は郵便物のスピードアップ、親切丁寧ということを非常に強調されたわけですが、実際はそういうことで、その局の実情では忙しいために、いる人まで不在にしてしまうということが起きているわけですね。これは非常に不親切なことだと私は思うわけです。

実際の数字をちょっと教えてほしいのですが、東京の練馬局と江戸川の葛西局で、ことしの一月の書留の配達すべき総数は幾らで、とめ置きになつたのは何通ですか。

○高橋(幸)政府委員 ことしの一月現在で練馬の郵便局におきまして、不在とめ置き数七千三百九十四通でござります。総数は、配達をする物数といふことで申し上げますと、四万九千四百八十通でござります。

葛西につきましては、一万八千百五十通、これが配達をする総物数でございます。不在とめ置き数が三千六百八十七通という報告を受けております。

○佐藤(祐)委員 とめ置きの比率が非常に高いのですね。練馬局でいいますと一四・九%になりますね。それから江戸川の葛西局の場合は二〇%強。結局、不在だということで二割が持つて帰られるというのが実情になっているわけです。その中には、さつき言いましたようなケースもあるわけです。これはぜひこのところを改善をしてもらう必要があるんじやないかと私は思います。そのためには二つの問題があるのだろうと思うのです。

一つは、さつき言いましたように、五つ数えたらもう次へ行つちゃうというような無理な運行といいますか、そういう配達体制の改善ですね。このためには、配達地区を縮小するとか、そういう見直しが必要だらうというのが一つの点です。

それからもう一つは、現在、不在配達通知書をもらいまして、それを出す場合に、次の配達希望日を書く欄があります。ここは「配達時間の指定には応じられません。」となっているのです。そうすると、用事があつても、朝来るか午後来るかということで、丸一日待つていなければならぬ。そういう不親切なことになつていてるわけです。せめて午前中だと午後だとか、そういう大きな指定ができるような改善を考えていただくと、相当助かると思うのです。

僕は腑に落ちぬのですね、映画の題名などを言いませんで。実際に困っている実情があるわけですかね。配達している労働者からそういうことが提起されてるわけです。五九・二以降実情はこうなつておる、不本意な配達状態になつておるんだ。ということを現場の人が言つておるわけですね。本省の人はそれを了知していないというようなことで、私は、実情をつかんでいないという点では了知していないのだけしからぬと思う。

それから、配達日指定の問題でも、良心的過ぎるかわからぬというようなことを言いましたが、とんでもないと思うのです。「配達時間の指定には応じられません。」という書き方自体がまさに官僚主義そのものです。利用者の便宜を考えない、局の一方的な都合、そういうことでしよう。そうじやなくて、そこを今いろいろサービスの改

○宮崎委員長 これより討論に入りますのが、討論の申し出がありませんので、直ちに採決いたします。

郵便法等の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○宮崎委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮崎委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○宮崎委員長 次に、有線テレビジョン放送法の一部を改正する法律案を議題といたします。趣旨の説明を聴取いたします。佐藤郵政大臣。

## 有線テレビジョン放送法の一部を改正する法律 案

〔本号末尾に掲載〕

葛西につきましては、一万八千百五十通、これが配達を要する総物数でございます。不在とめ置き数が三千六百八十七通という報告を受けております。

○佐藤(松)委員 とめ置きの比率が非常に高いのですね。練馬局でいいますと一四・九%になりますね。それから江戸川の葛西局の場合は二〇%強。結局、不在だということで二割が持つて帰られるというのが実情になつてゐるわけです。その中には、さつき言いましたようなケースもあるわけです。これはぜひこのところを改善をしてもらいう必要があるんじやないかと私は思います。そのためには二つの問題があるのだろうと思うのです。

○佐藤(祐)委員 ちょっとふざけたような答弁で

律案

有線テレビジョン放送法の一部を改正する

法律

附則

(施行期日) この法律は、公布の日から施行する。

百十四号) の一部を次のように改正する。

第十三条第三項及び第四項を次のように改め

る。

3 有線テレビジョン放送事業者(有線テレビジ

ョン放送事業者となる者とする者を含む。)

放送事業者に対し、前項本文の同意(以下單

「同意」という。)につき協議を始めたが、その協

議が調わず、又はその協議をすることができな

いときは、郵政大臣の裁定を申請することができる。

4 郵政大臣は、前項の規定による裁定の申請が

あつたときは、その旨を当該申請に係る放送事

業者に通知し、相当の期間を指定して、意見書

を提出する機会を与えるなければならない。

第十三条に次の四項を加える。

5 郵政大臣は、前項の放送事業者がそのテレビ

ジョン放送又はテレビジョン多重放送の再送信

に係る同意をしないことにつき正当な理由があ

る場合を除き、当該同意をすべき旨の裁定をす

るものとする。

6 同意をすべき旨の裁定においては、第三項の申請をした者が再送信ができるテレビジョン放送又はテレビジョン多重放送、その者が再送信の業務を行うことができる区域及び当該再送信の実施の方法を定めなければならない。

7 郵政大臣は、第三項の裁定をしたときは、遅

滞なく、その旨を当事者に通知しなければなら

ない。

8 第六項の裁定が前項の規定により当事者に通

知されたときは、当該裁定の定めるところによ

り、当事者間に協議が調つたものとみなす。

第二十六条の二中第四号を第五号とし、第三号

を第四号とし、第一号の次に第一号を加える。

三 第十三条第三項の裁定をしようとすると

その内容は、テレビジョン放送またはテレビジョン多重放送の再送信の同意に関し、有線テレビジョン放送事業者と放送事業者との間で協議が調わぬ等の場合の措置として、郵政大臣のあつせんの制度にかえて、郵政大臣の裁定の制度を設けることとし、これに関する所要の手続等を定めるとともに、郵政大臣による再送信の同意をすべき旨の裁定が当事者に通知されたときは、その裁定の定めるところにより、当事者間に協議が調つたものとみなすこととしております。

また、郵政大臣は、再送信の同意に關し裁定をしようとするときは、政令で定める審議会に諮問しなければならないこととしております。

なお、この法律は、公布の日から施行することとしております。

以上がこの法律案を提出いたしました理由及び内容の概要であります。

何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○宮崎委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

○宮崎委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についてお詫びいたします。

ただいま議題となりました本案審査のため、四月二十三日水曜日、参考人として日本民間放送連盟専務理事泉長人君の御出席を願い、意見を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮崎委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

次回は、明十七日木曜日前九時五十分理事會、十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時五分散会

通信委員会議録第六号中正誤	
ペジ	段行 誤
五	四 二〇 言れて
四	末七 といこと
三	二〇 とうもの
二	一〇 といふ
一	一〇 といふ
四	二〇 広域無線局
三	二〇 広帯域無線局
二	二〇 といふ
一	二〇 ならぬ
四	二〇 外国性
三	二〇 夏ごろから
二	二〇 日本に